

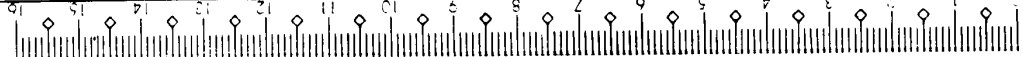
江島茂逸雜纂

十

680
I
6



PAT NO 52819



680
工
6

第十卷

石心松操

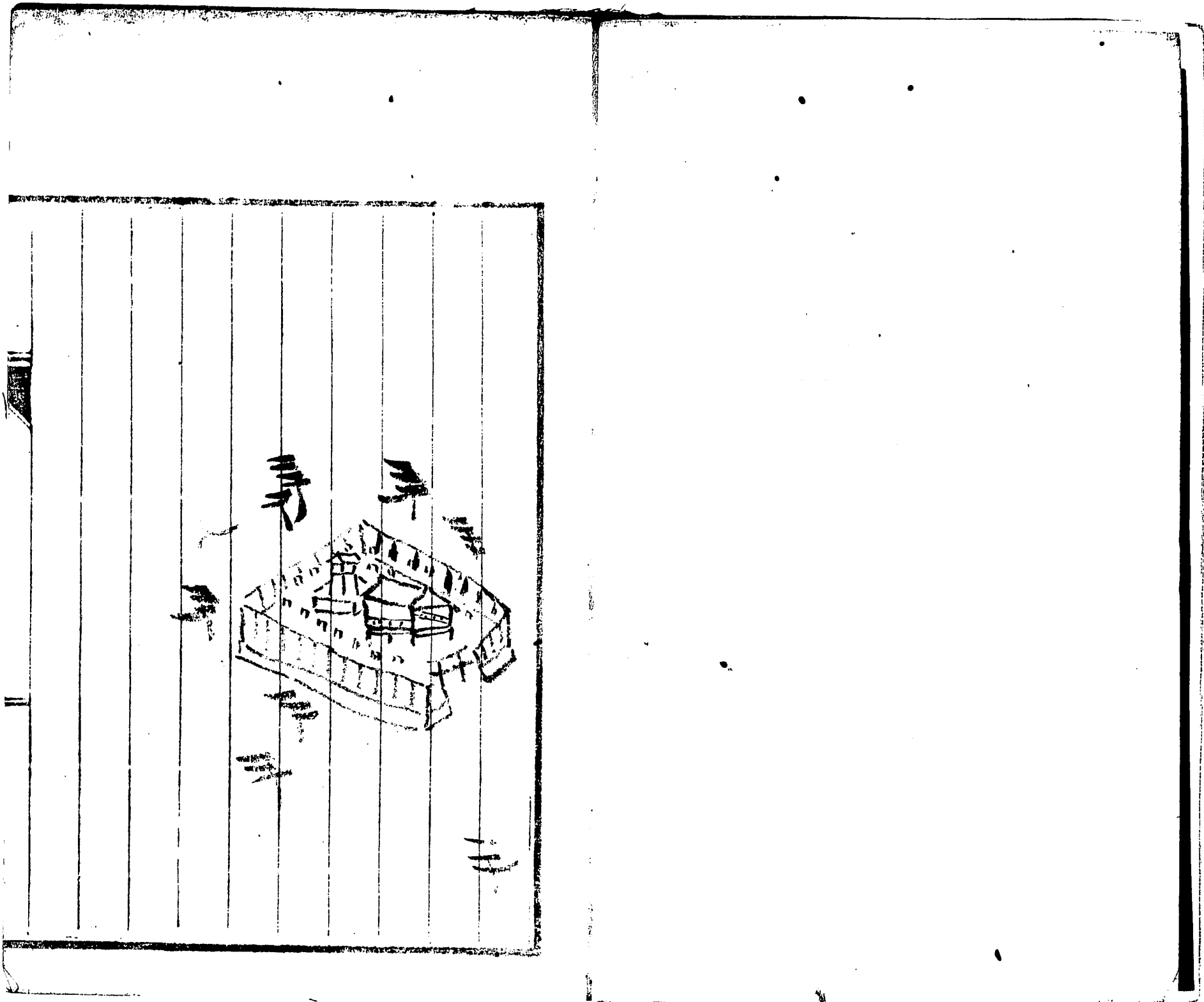
喜多因勇平殉難遺蹟

友納一直傳

孝子彌四郎かた小卷

正心杏操

全



凡例

- 一 三條實美公初位暗リシルハ當時ニ溯リテ取調ノ違有カレハナリ
- 一 有對有位ノ方ニ記名下ニ敬稱ヲ附スベキナレニ筆ヲ省ク為ソ
- 一 略スニ知セヨ
- 一 有續者ヲ除クハ并ニ同題ノ苗字ノ伊呂波順ニシテ出ス他ハ雜出ス
- 一 一名ニ教首有ルハ省キテ詩歌各一首ヲ出ス詩歌ヲ不出和漢文ヲ出ス
- 一 勤ノテ遺漏ナカラシムルニ或ハ収録ノ行届カレセ有ルハ
- 一 誤寫アラハ後日再刷ノ際正誤スベシ
- 一 廿五年條ノ合ハ巻尾ニ出ス

載ス

石心松標

宮本 茂任

振刷

末永 茂世

江島 宗逸

編輯

公卿三條實美

散在の資料の整理

五十年の経緯

秋懐舊

黒田長知

候前黒田長成

石心松標

伯耆三條公光

伯爵 東久世 通禧

今よりこの世の世をなすは、  
今よりこの世の世をなすは、

伯爵 四條 隆平

此世の世をなすは、  
此世の世をなすは、

子爵 土生 基修

此世の世をなすは、  
此世の世をなすは、

肥前 石野 源真

此世の世をなすは、  
此世の世をなすは、

肥前 井上 良蔵

此世の世をなすは、  
此世の世をなすは、

肥後 松田 堯春

此世の世をなすは、  
此世の世をなすは、

福丸 政大

此世の世をなすは、  
此世の世をなすは、

肥前 土師 出貞

此世の世をなすは、  
此世の世をなすは、

林 次敏

此世の世をなすは、  
此世の世をなすは、

肥前 原 尚剛

つくしとちのたふさるのたのほのまのへきうう

肥後 早田 俊蔵

たふさるのたのほのまのへきううのまのへきうう

原田 川ん子

のまのへきううのまのへきううのまのへきうう

筑前 西嶋 種美

とまのへきううのまのへきううのまのへきうう

徳田 春枝

はのまのへきううのまのへきううのまのへきうう

筑前 外野村 達見

つくしとちのたふさるのたのほのまのへきうう

同 筑紫 義門

まのへきううのまのへきううのまのへきうう

同 筑紫 いそ子

つくしとちのたふさるのたのほのまのへきうう

つくしとちのたふさるのたのほのまのへきうう

同 筑紫 頼全

つくしとちのたふさるのたのほのまのへきうう

同 筑紫 亮道

荒前 大久保 栖山

古のひかりを杖のしのかのてらにたてしはうの

同 大蔵 種教

あつしきの杖のしのかのてらにたてしはうの

同 緒方 惟教

あつしきの杖のしのかのてらにたてしはうの

同 岡澤 備三

あつしきの杖のしのかのてらにたてしはうの

同 岡澤 三申

あつしきの杖のしのかのてらにたてしはうの

岡部 清足

あつしきの杖のしのかのてらにたてしはうの

荒前 尾崎 鏡宗

あつしきの杖のしのかのてらにたてしはうの

小野 隆助

あつしきの杖のしのかのてらにたてしはうの

肥後 小山 義村

あつしきの杖のしのかのてらにたてしはうの

荒前 尾上 精操尼

あつしきの杖のしのかのてらにたてしはうの



同  
大津徳太郎  
あのみち  
あのみち  
あのみち  
あのみち

同  
香月如仙  
大さの木の  
あのみち  
あのみち  
あのみち

同 尾上栄植

あのみちのあのみちのあのみちのあのみちのあのみち

同 園部成明

あのみちのあのみちのあのみちのあのみちのあのみち

同 大野正路

あのみちのあのみちのあのみちのあのみちのあのみち

同 大岡九十郎

あのみちのあのみちのあのみちのあのみちのあのみち

同 鎌田昌寧

あのみちのあのみちのあのみちのあのみちのあのみち

同 神崎甚次

あのみちのあのみちのあのみちのあのみちのあのみち

同 幸嶋社律

あのみちのあのみちのあのみちのあのみちのあのみち

同 幸嶋勝信

あのみちのあのみちのあのみちのあのみちのあのみち

同 幸嶋並樹

あのみちのあのみちのあのみちのあのみちのあのみち

同 吉田穂目

あのみちのあのみちのあのみちのあのみちのあのみち

同 横川定通

あのみちのあのみちのあのみちのあのみちのあのみち



横山常樹

秋の夕べしとてふたつのは葉よりのとほしきありのるる

岡澤能氣

海とてみかきし日の影は千代にともる長夜より

多久 千春

空をよる風よ秋の七つちのあき心よもよめいけり

花井 田村 半

鳴虫の音はあつる水も又あつる一ひいてあつる

同 高橋千代子

花よきよあつる秋の心よけりけりけりけり

流後 立花 伴雄

あつるあつるあつるあつるあつるあつるあつるあつる

花井 遊 八道

山風よ吹く秋の心よあつるあつるあつるあつる

田邊 常 愛

吹風よ吹くあつるあつるあつるあつるあつるあつる

堤 政 泰

あつるあつるあつるあつるあつるあつるあつるあつる

根本 存道

秋の夕べしとてふたつのは葉よりのとほしきありのるる

下野 那須 均

作はるきくふちもつーまきくはるのき

筑前 中村 讓

作はるきくふちもつーまきくはるのき

同 中村 甚八

くちまや村のあまきとね 身もわきとね 春きこ

同 中村 行信

あまきくふちもつーまきくはるのき

同 中村 安平

よまきくふちもつーまきくはるのき

中村 甚八之印

作はるきくふちもつーまきくはるのき

筑後 中村 水城

よまきくふちもつーまきくはるのき

筑前 奥住 明善

作はるきくふちもつーまきくはるのき

同 上野 純賢

まらねぬのたかきとねまきくはるのき

同 魚住 大平

天竺の群もつーまきくはるのき

飛鳥  
倉八正雄  
ふゆのまゝ  
赤心の林の紅葉の  
色をばわ

又冬は赤子  
とて  
あふはるわたり  
のあふり

同 黒山 利麿

赤子のまゝのあふりの中はまゝにわたりぬ

同 榊橋 伊サ陰

白雲と空のふゆのまゝにわたりぬ

同 山路 重 信

赤心のまゝのあふりの中はまゝにわたりぬ

同 山路 重 種

ねむりのまゝのあふりの中はまゝにわたりぬ

同 山路 すか子

赤子のまゝのあふりの中はまゝにわたりぬ

同 山路 重 固

赤子のまゝのあふりの中はまゝにわたりぬ

同 山本 規 古

赤子のまゝのあふりの中はまゝにわたりぬ

同 榊橋 格 彌

赤子のまゝのあふりの中はまゝにわたりぬ

同 榊藤 慎 五郎

赤子のまゝのあふりの中はまゝにわたりぬ

同 近藤 貞 郷

赤子のまゝのあふりの中はまゝにわたりぬ

同 近藤 録

このまゝひとあつゝ、お前のけさのあきかきまゝ

同 小倉丸 種 甘藷

古のまゝ入みせむい集まゝいしゝく初時むゝ

同 江上 澄

ま心をあつゝ、人のあつゝとほゝまのたぬまゝ

同 安部 包 眞

やのわがかりぬいしゝゝのまゝあつゝあつゝあつゝ

同 玉野 恒 孝

あつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝ

あつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝ

同 榎 孝 胤

あつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝ

有村 来

あつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝ

肥後 佐々 龜 水

あつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝ

肥前 坂田 三 子

あつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝ

同 木山 義 昌

あつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝ

○首地城陸、  
あつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝ  
あつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝあつゝ

区  
定年茂任、  
せんじよのあきこ  
とりのすけ、おき  
かゝるゝ

筑前 吉崎 安昭

いづれとてのあきこは、あきこのとりのすけのあきこ

水原 潔

あきこは、あきこのとりのすけのあきこ

流石 吉水 保親

あきこは、あきこのとりのすけのあきこ

田 吉崎 安昭

あきこは、あきこのとりのすけのあきこ

田 島村 謙

あきこのとりのすけのあきこ

同 柴田 友隆

あきこのとりのすけのあきこ

清水 興 興言

あきこのとりのすけのあきこ

志賀 鎮

あきこのとりのすけのあきこ

肥後 際江 兼

あきこのとりのすけのあきこ

美奈 藤原

あきこのとりのすけのあきこ

肥後 平岡則孝

ひまわり 女のさしあがり 平岡 則孝のくまのさしあがり

肥後 彦田 田龍

ひまわり 女のさしあがり 彦田 田龍のくまのさしあがり

同 赤松方 丙作

ひまわり 女のさしあがり 赤松方 丙作のくまのさしあがり

肥後 末田 實久

ひまわり 女のさしあがり 末田 實久のくまのさしあがり

肥前 形金 七よ子

ひまわり 女のさしあがり 形金 七よ子のくまのさしあがり

各種題

ひまわり 女のさしあがり 肥前 石井 廣郷

ひまわり 女のさしあがり 石井 廣郷のくまのさしあがり

肥後 土佐 中村 汎愛

ひまわり 女のさしあがり 中村 汎愛のくまのさしあがり

肥前 郡甲 定賢

ひまわり 女のさしあがり 郡甲 定賢のくまのさしあがり

肥前 千足

ひまわり 女のさしあがり 千足のくまのさしあがり

肥前 園部 種之

ひまわり 女のさしあがり 園部 種之のくまのさしあがり

○肥後 彦田 田龍  
ひまわり 女のさしあがり  
彦田 田龍のくまのさしあがり

珠上より... 珠

小山田 治 氏

と... 氏

鏡前 尾上 みち子

一... 氏

鏡後 佐々 村 男

ある... 氏

出田 出 敬 氏

移り... 氏

鏡前 高原 謙 次 郎

有... 氏

同 月 形 順

ゆ... 氏

同 松原 方 直

祝... 氏

同 小田 新 為 雄

と... 氏

同 三 野 寂 也

法... 氏

同 山 道 三 郎 氏











ふみかきまの國のあはれうのきしとらたてり  
きしめあはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり

五歌

行きまきまの國のあはれうのきしとらたてり

初め

初め

五歌

あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり

五歌

あはれうのきしとらたてり

五歌

あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり  
あはれうのきしとらたてり

... 孫の義母の事とちねの事とよ... 臣の道... 母の徳が人... 太子... 國の事をし朝廷に仰付け... 平野周臣の事をお... 隣...  
... 孫の義母の事とちねの事とよ... 臣の道... 母の徳が人... 太子... 國の事をし朝廷に仰付け... 平野周臣の事をお... 隣...

未平ノ世

... 孫の義母の事とちねの事とよ... 臣の道... 母の徳が人... 太子... 國の事をし朝廷に仰付け... 平野周臣の事をお... 隣...

...







Handwritten text in cursive script, likely a list or notes, spanning across the gutter of the notebook. The text is dense and difficult to decipher due to the cursive style.

Handwritten text on the left page, appearing to be a title or a heading, written in cursive script.

に對し不敬の言ありとのことハ如何なる顛末にして如何なる其の終末しことを論究せざるを得ざる場合とハ相成りたり

扱て勇平ハ太宰府に使命せし當坐の顛末ハ編者ハ當時馬役として太宰府に在りし真藤倚翠ハ直話を聞きたり真藤倚翠ハ旧名を善八と呼び馬役と其言に曰く此より先き善八ハ太宰府に在りて福岡表の穩々ならさりし風聞六月二十日建部齋藤衣非の謹身せられし風聞なり五卿の隨後へ聞へしや隨後士芋ハ大に驚き翼々佐幕派ハ強梁を怒り哀々勤王黨ハ不運を悲と激昂勇憤誹譏至りざる所なし甚しき至りてハ彼等ハ心す我々を捕へて藩吏へ引渡すなるらん依て速に太宰府を脱し身を薩藩へ避くへしと論する程

なりし。善八は赤と大に驚き、兎角に事の實非を質んとて、早馬よて福岡へ歸りしに、何をなく人心穩ならずして、殊に全志連へ皆な其身を危うし、鬻を所を知らざりし。如くなりしと、斯る折から支配頭衣非茂記より急に用事の取れ、自宅へ来るへしと、其家来善八、宅へ来りて其意を致す。善八は馳て茂記、宅福岡因幡に抵れ、主人の茂記へ、善八を一間に延き告げて曰く、中老全列、既に再度、迄も直訴せり。一昨日拙者出館せしに、藩主へ親書を降して、痛く我黨の事を謹責せらる事爰に至り、我黨より進んで事を挙げ、彼等を誅滅して以て藩論を挽回せしと論せし者ありしと雖も、加藤司書へ沈吟して決せず。遂に彼等に先を乗せられたり。又之如何せへきなし。故

に我々へ、飽迄大義名分を守り、謹慎して主役の誼を完ふさへきなり。さへ去な。爰に最も憂慮せへき、太宰府五卿方の御身の上なり。彼等政府を專有するに至りな。若しや五卿を捕へ、幕府の手に引渡さん。測られし。足下を煩す。今より早馬にて太宰府へ歸り、此顛末を隨後諸士へ申に及びす。薩藩の某々へ告げ、其防禦を警戒に怠るへからすとの事なり。ふそ。善八は聞きて大に驚き、直に又と早馬にて歸り、其由を隨後諸士薩藩の一二へ報したりと。編曰く、善八は茂記の訖言と、茂記を耳にし、急馳せ歸りて告げし事なり。茂記の訖言は、茂記の訖言なり。多かりしなり。此時迄、加藤司書及月形洗藏等、外ならざりし。即ち前には、鍾身を余られし。衣非等一二に外ならざりし。即ち前如く、一、隨後士薩藩士、善八、福岡表の變事を返報せし。聞き、赫然と怒り、切速に腕奮、既耐へず、口を極め

て佐幕派ノ拳動を罵り、勤王連、不運を痛之を援助し  
て藩論の顛覆を挽回せしこと其其夜を白せしと眠眠れハ  
即ち二十三日となり、神ならぬ勇平ハ斯とも知らず、神代  
勝兵衛と共に太宰府へ着し、先づ神社へ参詣して、天下泰  
平、國家安穩、武運長久を祈り、善ハ宿へそ来りたり、二十三日  
四ツ時過、勇平ハ善ハ面接して曰く、一昨日来、福岡表に  
於て一二の嫌疑者謹身申附られしことありたり、此等の  
事ハ到底御處置無之而者、一番の政法難相立、萬止むを得  
ずして、断然仰出れたる事なるへし、此に付而、若し五御方  
ハ御懸念、且つ御配慮、被為成而者、以之外なれハ、其為の拙  
者ハ藩公の特旨を含んで、使命せん、為めに來れり、とふ  
つ足下より、隨從諸士の内へ紹介して、此事を三條公へ執

達頼むとの事なりし、善ハ既に福岡の變事を探知して  
來り報せし事なれハ、焉そ同志々、譴責せられしを以て快  
とせんや、又々焉そ、勇平ハ意氣揚々として、佐幕政府の使  
者となりて來りしことを、怪まさらんや、善ハ大に心に  
措く所ありし也、カアノ、福岡表の佐幕連より、及覆者勇  
平ハ使者に來りたりとて、云るしならん、直に之を紹介  
す、暫時にして、勇平ハ副使勝兵衛と共に案内に従ひ、延壽  
王院三條公の旅館へ赴きたり、靈時にして二人の男入代  
り也、又々善ハ寓所に来る善ハ之を見北ハ一人ハ同志伊  
丹慎一郎、今一人ハ姓名を知らざりし、日高四郎なり、兩  
士ハ顔ハ餘程憤激の色を顯し、喜多岡勇平ハ當所へ使  
者として参りたりとの事を聞付け、我々ハ彼ハ使命ハ何

事なりしやを採ん。為め跡逐ふて來れり。足下も聞。す  
や。我。の。黨。の。事。今。日。に。至。れ。り。奴。の。後。未。長。藩。へ。往。復。し。我。々  
の。同。志。な。ら。ん。と。思。ふ。し。に。何。を。圖。ら。ん。我。黨。の。危。運。に。陷。る  
に。臨。ん。て。我。々。を。應。援。し。我。々。を。進。退。を。共。に。せ。さ。る。の。と  
。及。覆。及。心。し。佐。幕。連。へ。加。擔。し。て。大。に。其。意。を。得。へ。我。々。を  
。讒。毀。し。擠。陷。し。て。我。々。を。斃。んと。せ。り。實。に。天。下。の。大。奸。賊。た  
り。依。て。我。々。の。彼。れ。の。使。命。の。顛。末。を。聞。き。糾。し。事。宜。よ。り。て  
。隨。後。諸。士。と。謀。り。て。即。坐。に。討。果。す。つ。き。覺。悟。な。り。と。云。ひ  
。血。想。変。し。て。物。語。れ。り。善。八。の。勇。平。の。先。刻。三。條。公。の。旅。館。へ  
。參。し。未。だ。歸。ら。ず。と。答。ふ。兩。士。の。直。に。出。行。き。たり。と。程。な。く  
。一。て。勇。平。の。歸。り。來。り。て。曰。く。藩。公。之。思。召。を。能。く。致。せ。し。に  
。三。條。公。の。先。々。御。安。心。在。り。れ。首。尾。能。使。命。を。畢。れ。と。て。善

八。の。一。杯。を。傾。け。て。談。話。す。酒。間。勇。平。の。猶。ほ。も。詞。を。継。ぎ。足  
下。の。實。ハ。此。所。に。滞。ら。れ。て。ハ。危。險。な。り。依。て。暫。時。く。福。岡。表  
へ。歸。り。て。時。機。を。俟。さ。る。の。優。る。如。く。さ。る。へ。く。思。は。る  
依。て。唯。今。よ。り。拙。者。と。共。に。歸。ら。る。へ。し。イ。カ。ヤ。同。伴。い。と。す  
へ。し。と。云。ふ。善。八。答。て。イ。ヤ。ト。ヨ。拙。者。ハ。藩。命。に。依。り。て。三。條  
公。の。用。便。と。し。て。參。り。居。り。し。こ。と。な。れ。ハ。藩。命。を。俟。ち。て。進  
退。を。へ。し。と。辭。し。たり。暫。時。一。て。勇。平。ハ。出。發。し。て。歸。途。に。就  
け。り。善。八。の。勇。平。の。跡。見。送。り。て。直。に。隨。後。某。を。訪。ひ。勇。平。の  
使。命。の。顛。末。を。尋。問。せ。し。に。某。ハ。告。げ。ら。く。勇。平。の。使。命。の。大  
意。たる。此。程。福。岡。表。に。於。て。國。法。を。犯。せ。し。の。あり。之。を。罰  
せ。さ。れ。ハ。國。法。立。と。す。寡。君。ハ。止。を。得。ず。一。て。二。三。の。者。へ。謹  
身。を。命。し。たり。無。論。藩。論。ハ。サ。し。も。變。せ。す。旧。に。陪。し。て。五。御。方

の御身の上に付き周旋盡力仕るべきことなれども必ずく  
浮説怪聞に御迷せなく御安に召さるべし併し從來の如  
く公用人或ハ應接方位を以てしてハサし又事件急持せ  
ざるにより此度ハ家老の中より可然人物ハ特命して上  
京せしめ此度五卿方の御趣旨を朝暮へ貫ぬせ以て復  
官帝浴等の周旋を致し上へし依て家老の中にて孰そ御  
人指を以て下されたと云ふ三條公聞らせられ身共等々  
事周旋盡力せらるるハ忝なれ共未と貴藩之家老中  
右者一面識と云ふ家老用人ハ幕府へ憚る事ありし  
を聞きしハ五月二十五日の事なりし時事如何して人撰  
能ふべきや此般ハ堅く辞すと答へらる勇平押返し然れ  
ハ加藤司書にてハ何れに可有御坐哉全人をして上京せ

しめてハ如何て御坐候哉と云へり三條公ハ黙して何と  
も答へられさりし依て勇平ハ大に失意せし色あり情々  
として退出せりと云ふなりしと前に掲けしハ即ち隨  
後某より善ハ又告けし大意にして善ハ又々其記憶の  
終を編者へ告けしを筆記せしなり

因に記す善ハ又と曰く伊丹慎一郎ハ勇平ハ使命の顛  
末を聞き味然と怒り司書をして上京せしめんとこの  
とハ何事也加藤司書ハ退職せしハ五月二十九日全人  
ハ既に退職なせり且つ勤王黨の巨魁と呼われ最も嫌  
忌者の重たるものなるに其司書を薦めんとせしハ竊  
に三條公の心中を探りしものたり不敏此より大なる  
ハなし其場に打果んと云ふしハ隨後某々ハ大に之を

遽きり、當所にて使者を殺害せしむ。五卿方の迷惑大方  
ならず。全人の帰路に於て討果せしむ。太宰府の地丈け  
ハ、遠慮さへしと云ふ。依て慎一郎ハ燃る胸焔を差押へ  
勇平ハ帰路を一本木往還柳珂 郡平尾に待ち請け、殺害  
せんとて仕構へせしむ。勇平ハ其街道に辿りすして、博  
多往還を取りて帰宅なしたる。依て當夜の危難を免れ  
れしと云ふ。伊丹慎一郎ハ、猶又謀る所あり。藤四郎戸次  
彦之介と共に翌日即ち二十四日の夜、勇平  
の居宅に迫り、其寢  
込を討たるなり。  
於此編者ハ世説々勇平ハ太宰府に使命し、不敬の言あり  
しと云ふ一點に向ひ、當時の情状と勇平ハ既往の行状を  
参照し、充公論究辨晰して、以て世の具眼着の聰慧ハ訴へ、敢  
て教示を乞はん欲するなり。此ハ勇平ハ遺蹟に於て、一大

關係の及す所なれり。莫くハ其記事の殊に刺記と、多  
岐に涉ることを宥せらるへし。  
抑も勇平ハ使命して不敬の言なりとせるは、即ち前に掲  
げし真藤善ハり談話にして、當時加藤司書ハ既に退職し  
て、非職なりしに拘らす。勤王黨の巨魁にして、嫌忌の首  
者なりしに拘らす。勇平ハ其司書をして上京せしめて  
ハ如何と問ひしハ、敢て三條公の心慮を探測せしむのな  
りとの一點に在る。如くなり。編者曰く、當時兩黨派の軋  
轢ハ遂に破壊し、藩論の交換するに臨み、隨て人心の動搖  
ハ暫時論せず。讐敵及目の餘響ハ針を棒に擬し、市に虎を  
出し、斯る怪談浮説の行る。ハ免れざる所たり。死者  
に口なし、僅に某々の談話を取りて、以て其者の全体を論

し其行爲を没せしむるものにあらざるべきなり嗚呼當時勇平ハ其一身困厄の時運に孤立して至難至困の使命を奉せり此れ等の怪説の行われしハ素より怪むに足らずと雖も編者ハ先以善ハ談話せし勇平の使命演説大意を以て正實なるものと假定し其演旨を區分して之を論究せしむべきなり

演旨に曰く此程福岡表に於て犯罪者あり國法上之を罰せざるを得ず止むを得ず二三の者謹身申附たり然れ共審論ハ其しと變せず旧に陪して尊御方の周旋盡力をへし依て浮説怪談に迷はせられす御安心をさるへし之を前段とす即ち藩主の意にして勇平之を傳へしなり此一段に於てハ毫も勇平を咎むべきことなかりし

なり勇平の不敬なりと名言せられしハ必ず其後段に在りしならん然り而して其後段ハ即ち勇平一己の所論にして藩主の使命に副へて之を演せしむるなり編者ハ語を換へて勇平の趣旨の在る所を敷衍すハ曰く藩主の趣旨ハそれ斯の如くなりし然れ共尊御方も疾より御承知可被爲下福岡表黨派の紛争ハ今日に於てハ殆んど破壊に及ひたり然して我々同志者ハ斯る悲運に陥りしハ實ハ及對者に口を藉かれし挙動なきを得ざるに由りしそれ等ハ騎偉の勢ひ不知く國法を犯せしことなれハ深く咎むべきにあらすと雖も一藩の政府として之を不問に措りハ政法を如何せん及對黨に迫られて止むを得ず處置せざるを得ざるに至りしハ唯々其行兇者を罰せ



へきにあるなり。然るに福岡表の事ハ、尊卿等も克くある  
し。石すり如く、何分一二の奸吏ありて、内外より種々色々  
に諂言し、如何せへからず。既に一昨日の事なりし。藩主ハ  
親書を發して、痛く我々同志を譴責す。然れ共其嫌忌ハ、重  
目ハ彼の國法犯に在りし。私ハ幸にして斯る所為に關係  
のあることなし。又た加藤司書ハ誠心ハ、尊卿等の風は知  
ろし召されし所なり。然れ共黨派の撃抗、萬己を得ざる次  
第ありて、實に先月二十九日に於て、退職せり。此れハ暫時  
閑地に居りて、時機の際會を俟ち、大に為せあらんことを  
期せしなり。然るに激抗ハ愈々切迫し、既に一昨日藩主ハ  
親書を發して、我黨へ不信詔を措きし以上ハ、當任の家老  
中に於ても、亦々快く退職せざることなりし。併し後任に

於てハ、某々等之如きハ、決して一藩之人心不安候なれハ、  
實に黒田播磨以下家老中連署して、其事を藩主へ建議書  
を呈出せし程なりし。私ハ既に退職の覚悟を致し居候際、  
藩主より特別を以て私を前段の使命を特命せり。併し此  
の使命に於てハ、實に私ハ絶胎絶命にて候らへ。其次第ハ、  
私ハ佐幕派に及心して、却て同志をして斃毀せしとの御  
疑ハ免る可からざる所。私ハ又々實は深き所存のありて  
此等の外評ハ、辟せざる所よりして、實ハ必死の覚悟にて本  
日使命仕候次第なり。運あらハ、重て拜顔可申上候らへ。私  
も無恙本日使命を畢れハ、自から決まる所ハ、御坐候ら  
へ。併し後來之如く、尊卿方の御帰浴を周旋するに、公用  
人ハ公務掛り之如き小役人ありて、速に急務仕らす候程

に、どうして家老の中より、特命を以て之れに後ひ、充分踏  
ま込にて、御周旋申上るに在り、其際に至りな、どうして  
司書ならずして、其任に耐るもの、無之、私見込な  
り、如何で御坐候哉、併し此等、未承之事、屬し候、尊御方  
に、當時福岡表の出来事、深く御心を措けせられし  
て、兎に角、御安全に在らせらるへし、尊御方へ、陪し奉り、司  
書を押立て、中原へ為事あるべき時節、申あらん、測ら  
れず、此れ今生の御暇乞を、兼て、拜顔奉り候へとの意に  
をあらさうしか、如何なれ、勇平、殊更に三條公之思  
慮を、探窺せすと、既、又防州へ下向せられし際、否、な、廟堂  
に立て、事を執られし頃より、飽迄に公の徳望を景仰し  
て措けず、故に率先して公等の相迎の局に、當り、千辛万

苦を、経来りて、遂に相迎せり、何の必要ありて、公の心慮を  
探測するを用るんや、即ち知るへし、勇平、不敬の一言  
より、此れ、當時、浮説怪談の集看せし所にして、決して正実  
にあらざりしことを、充分に證言す、さ、此のならずして

何をや

編者又、曰、ん、勇平、演旨の後段也、又、藩主の意なり  
と、編者曰く、吁々、それ何の言をや、藩公、充分に三條公之  
意の在る所、知らし召れたり、既に公、三田尻より、懇書  
を藩公へ、贈られ、藩公、懇篤なる返翰を、贈られし、のとな  
らず、朝暮の嫌疑を、排し、困難に、艱險を加へ、公等を、領内へ  
相迎ありしに、ありすや、且つ、公等の、領内へ、入りせらるる  
や、當時、藩公、公へ、親接せんことを、伺ひ、水しに、幕議ハ之

を禁せしことさへありし。公等の精神ハ日月の如し。藩公ハ亦何の必要ありて。司書に意の在る公の心慮を探測せらるへきを。斯る世説ハ編者ハ断じて藩公の罪人とし。抵却し去んのと。編者ハ斯く論し来りて。以て勇平其人。決して使命に於て不敬罪を犯せしことなきを當時の情状と勇平の既往の行為に證し。確言して憚りらざるなり。世の博愛多情の諸彦亦以て如何とするや。

編者ハ此より勇平の遭難の顛末を記述せし。勇平ハ六月二十三日に於て太宰府に赴き。使命を致し。帰路ハ博多往還を取りたり。故に彼の伊丹慎一郎日高四郎。一本松往還に要して。刺殺せんとするの危難丈けハ免かれしなり。勇平ハ其翌二十四日にハ思慮せし所ありし。

勇平ハ太宰府

の使命を果して以て職を辭せしと自決せし。病氣と稱して。如くなれハ病と稱して出務せきりしならん。病氣と稱して。在宅せり。勇平ハ昨日の使命を危し。配心を容れ居し親友等より。秀島三郎西村七助を始め。其他某々ハ朝より。入替り出換りて。来り訪ふ。勇平ハ一々應接して。何の談話をなして。炎暑を凌きたりし。晩涼に趁き。容れ亦た去り。勇平ハ團扇を携へ。裏道續きなる。野村望東を訪ひ。木蔭に於て涼を納れ。又々數刻何の談話を交へたりし。後。後勤せし望東の夢のそえ。夜に入りて。藤野宗運。竹田猗平の兩寶兄も来り談す。其外某々の信友も来り。勇平ハ之を涼床に寝き。膝を交へ。燒酎を酌り。已して。共に時事を談す。勇平ハ何の慨する所ありし。如く。絮々として。曩日長藩へ往復中のこと共打語りて。或ハ溜息を吐き。或ハ涙に

咽ひて、いつ、深更に及ひたり。後、口供中に夜半、勇平の門を  
過し、門扉半開し、河の事ありげなりと述へし、即ち、勇平の  
平、此等の信友と納涼床に於て、談話せしことなりしを  
知る、容去りて、勇平は又と寝に就きし、即ち、夜八ツ時  
過にて、ありしと、勇平は熟睡に向んとすると共に、俟つに  
待たる、先徒は、抜刀して、勇平の家を忍び入りたり、先徒は  
卑怯にも、其面体を覆ひ、裏縁の戸をこち明入りて、直に勇  
平夫妻の、寢所に迫り、吊たる蚊帳を四隅より切り断し、汝  
勇平、思逆無道、我等天に代りて、誅戮を加ふ、覚悟せよと呼  
ひ、敢へす、一刀深く寐入りし、勇平は頭に向ひて、所附け  
たり、此時、遅し、彼時、早し、勇平は側に臥るたる娘駒子、先  
徒、侵入せし、物音に、驚き、起れ、先徒は、何れに在るやと  
問ふ、娘は答へて、妾、勇平の、候より、と答ふ、先徒は、無情

よ、娘へ、一刀所付たり、娘はア、アト叫き、アレノ、と、さ  
又、かゝり、さ、田よ、早く遁れ給へ、人殺し、早く起させぬふ  
へしく、叫ひし聲に、勇平夫婦、其目を覚すと、今時に、先  
又、早くも、勇平は、額上に閃きたりと、勇平は、聲を上げ、足  
下方、何を、知るぞ、議論、あら、対談、をへし、暫時、くと  
呼ひし、聲を、先徒は、毫も耳に入れず、一刀深く、勇平の  
胸部に、所付たり、勇平は、重疵、救ふ所を、身に負るたる、よ、え  
拘らす、椽口より、飛下りて、顛蹶して、避んとす、三人の、先徒  
ハ刀を、翳して、逐まくり、此の、事なりし、呼ぶ、聲聞ゆ  
慙むへし、勇平は、向家の垣内にて、遂に、逃ひ、僵され、哀れや  
其身に、八ヶ所、の、重傷を、負ひ、四十五歳を、一期として、果敢  
なく、命脈を、果したり、此水、即ち、元治二年乙丑六月二十五

日午前四時比のことにてありし。而して娘駒子の負傷ハ幸に浅手なりして、数日よく癒へたりし。翌日勇平、遺骸、備前某町安国寺に埋葬せし。法名自持、悟宗、信持。

因に記す勇平一男有田晋兵衛ハ、本家の裏屋へ別居なしたり、勇平妻ハ寐耳に水を灌くの顔未起水ハ娘ハ負傷して泣叫ひ夫ハ血潮に其身を漂せしを見て、狂る出て裏口押し明けて相呼りアレノ、岩さん晋兵衛幼名、呼く、孰り来て駒さん殺され、と、さんとくとくと呼ひし聲、隣家なる即ち野村望東の所へ聞へ望東ハ大に驚き、来合せし人々に、燈を齎らし裏より入りて娘の負傷を介抱せ、次に拔鉋せし夢のそえに見へたり、當夜ハ恰も月形洗藏以下の有志三十九人護責せられ望東及主人助作も亦其命を蒙りたり、親族来り

て世話なせし内、此の騒動ハ突来せしことハ、是又夢かそえへ見へたり。

編者ハ勇平の遭難の顛末ハ、其梗概を前に掲けしと雖も、其隣家なる野村望東の、勇平の歿死を惜ししこと、且つ其遭難の事實を慥めん。為の望東、夢のそえなる當時の日記を尤に抜鉋せし。

○野村望東手記夢のそえ抜鉋

うさく此かゝる日うれしもの、ふ此やまと心め、すよいる身ハ

なと、いつけて見せけれハ、瀬口三兵衛此時下度野村家へ来れり、つらひく、つれもその御すに入りやあらん、いて、へりて御いほりを、瀬口三兵衛ハ望東、平尾りた

つけたま侍らむ御入用のものあらはあすとりた  
こしぬへなといひてつる人くうちよりひとひを  
あつめてまもりよこん人々の名と見かいあつむる  
うちとなり即ち勇平板戸のたふれよるひとま  
すさましなれとらきて耳をたててしきけとつ  
くたと見せぬ此ころなごのひんこの  
あつちのいへのそくすくとてさつひのつやふ  
りたれそこよ戸をやたてつらむいぬなとのたま  
しよやなといひつこころ安うつるよやうて  
こかしこはくといふたとして人のあしおと  
たとなりすきこぬれいよく家のうちにいぬのい  
りたるをたひいさうつるやとたふうちたれ

てのかさよませぬくたとするやいなやこのちくち  
あうくといふこ急遠くまこえていふくとう  
つたよついつくまきこ急々れ何ういたくなら  
ぬことなれよそに見てあるへまよあらすはれと  
あるしれつれかゝる身作共此夜東及主人の野村助  
せりいっせん已れまじりのりくならあ  
きて何事よらすちうらをはへむへとて井手ぬし  
之進助四宮ぬしを四宮やらんとてともしひの用意  
ともしつて従者と見ぬとくくなといふうちと  
なりの妻なる人女なり妻うらへの家にもすこのぬ  
たるをよひて即ち有田晋兵衛なり父うへの大  
事なりつれもむすめ子なり駒手をたひたりといふ

こゑまこぬ、情れのよ、人ころしなかりが、いてかやく  
 なぐいふも、ぬめのわうなり、いなあはるす、つまか  
 こなし、いりよつくと御とめ、あつるとて、たらし  
 つへき事よ、あられ、人つらましく、うしろより、う  
 5. 道のさかひまで、行で、いかなる事、おやど、お忍を、か  
 けたる、望東、謹身中、なから、東道を、通り、たゝあハヤ  
 く、ともりなり、あり、あり、あけの月も、まゝ、まゝ、まゝ  
 せなり、たれ、ものゝあやめ、わつ、す、ま、やく、せ、もの  
 は、さり、し、に、や、遠く、う、く、と、したる、の、ち、ハ、何、の、た  
 と、い、なし、喜多、岡、こゑ、ハ、情、ら、よ、せ、で、た、く、つ、へ、人、い  
 つ、こ、く、と、た、つ、ぬ、る、け、も、ひ、の、な、り、な、り、く、し、こ、ハ  
 火、と、ま、え、ま、て、何、の、あ、や、め、も、つ、く、さ、り、し、ま、井、手

ぬ、し、つ、て、う、ち、ん、み、て、や、を、ら、む、す、め、さ、ら、れ、し、と、こ  
 ろ、見、る、け、も、ひ、す、れ、と、常坐の惨状、周章、狼狽の状、見  
 る、如し、何等の活筆  
 そ、こ、ま、て、い、り、た、ら、む、こ、と、ハ、つ、ま、し、き、身、此、う、き、時、  
 心、ま、り、さ、つ、れ、て、身、も、ふ、る、ひ、た、り、先、ま、や、り、つ、る  
 人、の、つ、へ、り、き、て、ぬ、し、の、ぬ、く、へ、し、れ、す、と、い、ふ、情、ら、ハ  
 の、つ、れ、て、い、つ、く、に、か、く、れ、々、む、と、て、こ、な、行、て、な、さ  
 こ、な、さ、た、つ、ぬ、と、れ、つ、ら、す、と、て、つ、へ、り、こ、し、な、と、い  
 ら、ふ、いと、た、不、つ、れ、々、れ、と、れ、い、の、ち、い、け、ら、ん、と、そ  
 ら、ま、う、れ、く、た、も、ひ、た、る、ま、さ、こ、い、ま、く、な、と、い  
 ぶ、こ、急、し、て、女、を、と、と、も、ま、し、り、ぬ、く、と、び、と、く、あ  
 な、く、こ、い、く、と、な、く、こ、急、い、し、う、し、て、つ、ま、の、こ  
 急、目、て、こ、い、た、れ、ま、や、た、れ、ま、や、と、い、ふ、母、なる、人、こ、れ

こゝろあるしなるそといふは、水がこゝろさ水でこそ  
あらぬといふがな。くが水さきなといふが、つね  
なりや、ちう又うつとけもれし、二人の人よ、いま  
ひとたひ行て、ちうちをそへるへとたのみつゝまし  
すさとれ、のこりなくやりて、いなる事やらんと  
た、いよいよの中あかしま水ぬるを、つかなき、たま  
しありて、となくへりきたり、ありしことと、れ、まし  
め、たまりをりさるるを、人よりあひてそきく、先東の  
やりとを、こぼちもれちて、三人入来り、藤四郎伊丹慎  
助、勇平ありやと、にくけよ二聲呼ひたり、すくに救や  
の手をきりたとす、ぬし、いこへとせす、すへりいそ  
と、北の戸をたしやふりつるを、そこよれ、くせれ、のや

まへりやむたひ、けてむすこ、ぬたるいへと、つゝ  
いへのあひひよ、けいりたるを、一うちうちたる木  
としたるを、つまなる人、いいてれやらぬ、戸又身をよ  
せてひを、居たりよし、むすめ、駒好ひん、しの  
かよ、まろひいつるを、あるしとお見ひて、ひとう  
ちうちて、手きわりや木ほつり、ぬり々む、勇平よ、  
といひし、むすめ、父上といふ、いさした水、は、ち  
なきとや木ほひん、そのまよとして、たもての、う、  
よ、いてめきしよし、そのまよあを、たひぬきて、む、  
へなる小家のあひひよ、井のありけるう、ろよて、木  
ひつきん、こよ、い、つゝ、なよ、きりふせあるよし、  
そのくせれ、の、たよ、ちしより、う、う、さひて、いつ



くともなくうせいでしと、そのをや又ねたるをここ  
そ、うまたるよしよなむむすめりきすなと、りいほ  
うせんと井手ぬしりしたりし時、何れいといひおひ  
るむや、父のありがたを、うてかしら四寸まかりき  
られて、ちなかる、を、手にてたさへなから、父のあり  
か、おれいといひいといひおむせ行いよし、まことよ、こ  
ろ、ゆりよありたりと、人々、おたとろきていふ、望東、孝  
志、操の秀持なると、心惜の悲哀たりし、當時、つまの  
の、修状を表彰して、餘蘊あるなし、何等の状筆、つまの  
り、此ありさまを見て、さふらひの習ひ、かゝるめよあ  
ふ、つねならら、一さちよむくひ、たとひう得すと  
も、手よ一刀よととりて、帯なとものして、かくなりぬ  
ふ、ものならら、かくろちを、しくとあらし、を、あなあさ

ましや、たふひよまよ、あさころとひとへ、帯なけ  
れ、あきたるりひや、ある、見くるし、のありき、因こそ、  
か、へすく、れくちを、しと、うなしひたりと、まくだい  
と、りな、し、う、いま、く、し、つ、れ、ゆ、へ、さ、お、ま、ふ、を、つ、ま、わ  
この、この、ろの、う、ち、た、し、む、ら、れ、て、つ、の、と、を、つ、の、か、も  
の、く、や、う、よ、い、た、は、ら、す、あ、い、も、よ、ろ、め、き、て、た、お、ゆ、め  
よ、知、と、た、と、ら、れ、身、う、へ、の、う、き、御、と、か、か、つ、お、れ、い  
て、つ、勇、平、遭、難、の、惨、状、を、遺、族、の、悲、衣、の、苦、難、の、道、美、麗  
咽、泣、の、望、東、の、筆、端、に、よ、り、て、表、出、し、人、を、し、く、呼  
何、等、の、暖、筆、  
かけなれと、いへ、の、れ、め、と、は、ふ、す、へ、く、と、あ、ら、す、た、を  
れ、を、の、ま、て、あ、り、な、か、ら、か、く、て、れ、は、て、ね、か、と、さ  
い、せて、志、ま、し、の、ま、ご、に、ふ、せ、れ、し、と、て、ま、な、つ、や、と

とひつせていりたれハ、ことよものなしう。ころ  
すこし、ちらにうつこも、たほへぬハ、ころをさめ  
ゝとれし、まろふともなく、二十五日とハなりぬ。  
かといたくたくを、すさと見れ、あけまどふ  
めり、こハ、たほやけ人三人あるしを、おまりのためな  
り、り、の、人、よへとく来りたらハ、くせいのを、  
とらへなむを、いって、おそく、あり、む、望、東、行、  
勇平、遭、難、を、免、れ、お、お、の、意、あ、と、人、を、お、ま、ら  
り、し、眼、前、に、見、る、より、明、なり、と、人、を、お、ま、ら  
せ、る、ふ、人、を、その、仰、事、あり、て、後、は、と、へ、て、か、く、る、事  
ならハ、ゆ、り、ま、な、く、て、も、よ、ろ、一、から、ま、し、を、何、事、と、ま  
と、す、急、つ、り、ぬ、事、と、も、あ、な、か、し、と、(中、巻)  
二十六日、うしこハ、即ち、勇平。こよひ、の、へ、た、くり、又

や、人、こ、ろ、あ、ま、さ、し、て、い、そ、か、し、き、け、ま、ひ、を、す、る、く  
れ、ま、つ、る、こ、ろ、た、くり、い、つ、る、た、と、さ、こ、え、て、い、と、あ、ま  
水、よ、も、の、う、し、一、昨、日、の、お、ふ、へ、ハ、う、ら、い、ち、お、か、り、の、  
い、ひ、か、む、い、い、を、二十、四、日、の、暮、方、勇、平、の、東、道、よ、り、望  
の、証、據、を、愛、に、な、か、く、な、り、ゆ、く、友、と、ち、を、望、東、ハ、勇、平  
露、出、せ、り、た、か、い、お、ま、ら、ぬ、身、た、う、へ、あ、か、き、な、し、望、東  
と、い、た、か、い、お、ま、ら、ぬ、身、た、う、へ、あ、か、き、な、し、望、東  
く、勇、平、の、鼻、儀、に、會、さ、る、能、大、や、け、つ、さ、く、し、の、ま、り、  
か、さ、り、し、を、感、じ、たり、能、大、や、け、つ、さ、く、し、の、ま、り、  
人、あ、ま、さ、つ、と、ひ、と、れ、ハ、な、ハ、中、ハ、心、つ、よ、け、又、て、こ  
よ、ひ、ゆ、な、く、ハ、い、り、又、た、を、あ、し、ら、む、と、よ、ろ、こ、し、あ  
へ、る、り、う、へ、な、り、し、望、東、人、事、の、無、常、を、感、ず、何、事、の、妙、心  
(中、巻) 義、以、於、無、限、の、善、業、り、何、事、の、妙、心

二十九日、こよひ、の、ま、り、に、井、手、ぬ、し、来、り、て、さ、ふ、思、

門福岡西郭の外に、まうたりとて、人の見せし。ハ、う  
つしまりぬるよしよて、見せられし。まう文そのこと

喜多岡勇平

皇國不易時ニ當リ、各藩之人士、膽を國家に碎き候  
折柄、此者主命を矯め、諸藩へ往復し、天下有志之笑を  
主君に帰し、加之陽に正義を飾り、政府有志を欺き、陰  
に奸黨を結び、一番之覆政を謀候條、天地不容之罪、神  
明赫怒、手を野人に借り、此罰を加ふものなり。

丑七月廿四日

とあり、こゝ過よしひ、うと水し、もの、事と見へて、い  
とあさましい、か、水か、人か、い、有志よて、いとた、こ、い、

人、こ、を、思、ひ、つ、水、望東、一、語、勇平、汚名を、千載の

い、つ、なる、こと、に、や、あ、ら、む、こ、い、を、か、と、い、の、い、た、る、や  
う、よ、い、ひ、な、き、を、思、ふ、ま、う、人、の、か、い、る、む、つ、か、い、け  
なる、こと、か、い、て、む、り、た、る、こ、い、を、あ、ら、め、望東、の、炯、眼、ハ  
者、の、謀、計、を、見、破、り、こ、を、一、言、に、辭、取、し、尽、せ、り、望東、は  
此、の、教、語、よ、て、勇平、ハ、即、ち、真、成、勤、玉、正、義、の、錚、者、に、し  
證、言、せ、ら、る、へ、ま、な、り、

因に記す、編者ハ之を博多、狭、高、帶、谷、次平へ聞けり、曰く、  
六月二十四日夜四時過、同志高橋屋平右衛門外より入  
来りて、次平へ謂て曰く、藤四郎氏、此夜長州へ出航せ  
るにより、有志者に於て聊々餘蘊を營じ、同氏を見立つ  
へしとて、誘ひたり、次平ハ四郎と最も交誼のあるに、  
即ち同道せしに、平右衛門ハ伴ふて、柳町梅ヶ枝屋へ登

りしに其坐に大庭傳此れ馬間の商人よしして探偵と太宰府及博多に來り、次平等  
有其藩の有志よしして其姓交誼を外に大兵の侍一人と名八幡ありて、茂  
佐々倉庄司藤四郎義弟早良郎西新町新地及石藏平  
平博多の四名既に來りて何つありけに、酒酌  
かもし打語らぬ居主人の四郎ハ未之來らさりし平  
右衛門次平も同坐して打興し果てハ時事を激談して  
夜半に及ふ次平ハ一坐に尙ひに藤君ハ何れに行きし  
々と問ひしに、卯平ハ答へて、此夜ハ差限り谷邊に用事  
ありて、出行のたり、用事を濟せ次第直に博多より出船  
の筈よて既に船仕舞なし居たりと答ふ、石藏卯平ハ  
業と既に夜も明けんとせり此、四郎ハ外より歸り來る  
彼の大兵の侍ハ四郎へ向ひ、料理ハ當時人を屠殺せり  
とを料理と云へ

如何と問ふ四郎笑てムマシくと答ふ、次平ハ今夜  
勇平ハ狙刺せらるゝことハ夢とよし知らず、何事なる  
かと怪ししに、彼の大兵の侍ハ、何ハ文案して、傍なる馬  
関之商人大庭傳七へ渡して浄書せしむる、如し傳七  
ハ紙筆を呼ひて筆大に書出す、其前書に喜多岡勇平ハ  
名を記し、皇國不容易の時に當り、各藩之士云々と書き  
下し、即ち彼の斬奸書にてありき、前に掲けし傳七ハ  
書畢りて同坐の佐々倉庄司へ渡し、足下を煩す、歸路之  
を黒門に貼掲せよと囑れ、四郎ハ卯平と共に其坐を立  
たりと云ふ、藤四郎ハ魚を石藏卯平を以て船用意を為  
馬関へ打渡りしこと、又ハ斬奸書ハ佐々倉庄司ハ傳七門に  
を知らるべし、  
七月二日となりよし、即ち勇平ハ々々ハ七日のふ

占ひするけもひしるくむすめなと即ち駒  
 さしこいちよけよきけハウカリの時のこい  
 よしとてけするいよハあらぬなまのひひ  
 なり人のけらふこいよこえてよそより思ひひ  
 むかりなきしつみたる人もなけなるこそいささ  
 こちやすれ望東の勇平の死を痛哭し遺族の  
 哀むれのこそれ只望東一人なりし  
 うつけいなくまよいつか七日ま  
 なるやてそでハハきふよ悲  
 けれもまごあすのうきめハさらぬ悔  
 先なけかろい人のけらふか何等の  
 編者曰く勇平ハ生きて無極の困厄を常の死して無限の

汚名を冒す之を知りて哀悼するものハ望東一人な  
 望東ハ勇平ハ孤忠の死して告ることなきを慟哭し萬  
 斛の血涙ハ滲りて二首の悼歌となりたり何等の悲何  
 の好意勇平若し靈ありて之を聞かハ宜しく地下に瞑目  
 せへきなり

五日々ふい々御馬たては又まう文ありしいたう  
 喜多岡の事をほめたるよしそつあらしのハ義士  
 をうちて義士をつとよ木としいるかんしんの已  
 さなりといとうれしかならんといひしまたも  
 すはれあらハ人の名しけさすあまの人又うた  
 っまれすいとうをしけハきりな々水とのいふ  
 ハことよなとをいよるれ望東勇平ハ斬奸書之辭  
 駁を讀みて甚々感づる

所ありたり、此北勇平の真操ハ天地に感ずべし、鬼神  
の知るべし、斬奸書の為め汚つた水す、又た其辯駁  
の書の為め又浄ならざればなり、望東の妙評、實に勇  
平の深慮を意味して、其真相の依然として、彩光を吐き

因に記す、勇平の斬奸書の標出爾後、又た其辯駁書なる  
ものを福岡上の橋馬建所へ掲出せし、左の如くなり

方今皇國之擾亂、實に人たる者盡力可不為哉、喜多  
岡勇平後、初發尊王攘夷之大志、立為國家忠義、勵精  
せしこと、ハ普く衆之所辨也、然に此節一番顛覆之處  
ニ乘し、大奸之賊黨、邪謀之狡智を以而、忠良を斬殺し  
加之、敢而奸邪之名を蒙らしめ、有志之心を猶豫せし

めし、所為其桀黠、實ニ大罪、天壤神人共ニ可不容、雖然  
諸人共に邪術之流言、表紙ニ欺負し、春念之徒可有之  
と、深慮慨苦心して、爰に赫々と奸者之邪謀を顯現そ  
るなり、衆人勿狐疑

七月二日

編者ハ既に勇平の最々其心契深く、日夜談話して、天下の  
形勢と、治國の術とを講論なせし、野村望東ハ夢のそえな  
る當時の日記に於て、勇平の遭難に係る項を抜鈔して之  
を掲載畢れり、之に就き、望東ハ如何に如何に、勇平の  
変死を哀としり、如何に其遺族の悲情を喟ひし、望東ハ  
實に勇平を信認し、心と有志と、いよいよいよいよ、人なりと  
明言し、且つ彼の斬奸書なるものを一言の下に辨駁なし

たり。於此勇平の汚名と冤死ハ世の具眼者の大に哀惜する所となりたり。又た彼の辨駁書の如きハ編者ハ何れの黨派より之を辨せしを知るに由なりしハ行兇者ハ勇平を嫉妬猜忌の狂瀆通りて爰に及び却て自黨の骨髄者を戕賊し即ち自黨を自害せしものなりと雖も豈之を辨知せんや。然して勇平を目するに彼れの其佐幕派へ反心せしとのことハ彼れハ最も疾忌せしに出てしことを知らるへし即ち此の辨駁書書のハ當時其佐幕派より出てしことを知らるへきなり。編者ハ此の辨駁書ハ勇平の冤霧を辨白せることハ扱置き却而勇平の生前最も厭忌せし佐幕の汚名を冒せしに至りしことを哀むなり。望東も之を見て其意ありしハ如くなりし是れ勇平の一誠ハ日月の皎たるハ如くして彼の斬奸書も其の真相を滅せること能はず彼の辨駁書も其光輝を増す能はざるものありて然るハ如し。然れ共編者ハ彼の斬奸書なるものハ即ち痛く世説を煽動して凝りて散せず。勇平の冤枉を糝糊霧裏に埋没して以て今日に至らしめたるものなれば聊か之を辨究せるハ又た止むを得ざるものあるなり。斬奸書に曰く此者主命を矯め諸藩へ往復し天下有志の笑を主君に帰し云々。夫れ勇平ハ文久三年癸亥八月十八日京師変動爾後に係り當時福岡の藩論を以て薩肥筑三藩聯合上京して公武の和合長藩の寛典を周旋せしの際よりして殊に幕府の征長之軍旅を発す也其解兵を説き其五卿を迎ふるに方りてハ實に東西を奔走し各藩へ往復して其

目的を果したり。勇平は此等の使命を奉して、其實効を奏せしを以て、藩主の命を矯たるものなりと、何たる謔語とや。抑も三藩聯合上京に係り而も、藩公は祖宗の祠前に明誓して、其趣意を一藩へ告示せられしにありすや。又た征長に對して、藩公は實に尾張總督へ親書を贈りて、其解兵及五卿の西渡を促せられし。廣大正明なりし事實とするなり。然るを勇平の藩主の命を矯たりとす。吁々又、何の言とや。編者ハ實に彼の行兇者を目して瘋癲白痴の陋人なりと名言するを憚らざるなり。且つそれ天下有志の笑を主君に帰するとの一語に至りて、行兇者自家腫着の甚しきものたり。夫れ藩公の三藩を聯合して以て上京し、公武の和合、且つ長藩の寛典を周旋せしめしこと、征長の軍に對し、其解兵を説き、五卿を迎へ、薩長兩藩の調停を着せしめし。行兇者其者ハ實に其成績の下に於て奔走し、鼻間栩栩として、以て有志氣取をなせしにあらざりや。察するに彼等ハ、勇平の其使命を奏し、各藩に於て一時の名望を博取せしを嫉妬し、猜忌せし。餘談ハ、燃へ来りて、却て各藩志士の笑ものとし、何事と之を笑ふ。必ず佐幕の一累なるべし。行兇者其者ハ自家を警敵たる佐幕派の假面を顔り、却りて自黨の首領を譏毀せしとの自から其愚痴を吐しことを知らざりし。吁々果して何の心をや。此れ等ハ世の具眼者ハ、一見して彼れ等、詭睡中の謔語なりしことを知るべきなり。

次に曰く、陽に正義を飾り、政府の有志を欺き、陰に奸黨を



結ひ一番の覆政を謀る云々。此れ又々何たる証言をや。其  
正義を飾り有志を欺きしとの前段の罵詈言ハ彼等有心  
惑溺の餘故不知ノ、爰に及ひしものなれハ編者ハ之れ  
辨駁ハその必要あり又た之を施その價値を有せざれ  
たり。然れ共後段陰に奸黨を結ひ一番の覆政を謀る云  
々に於てハ編者ハ將に當時の蕃状を勇平ハ志操を証し  
て飽迄に彼等ハ惑溺朦昧の愚痴心を發覺せざる可から  
ざるなり。吁々勇平ハ何時奸黨に結ひしを何時政府を覆  
さんとせしを彼等焉其藩論の顛覆に嚮んとせし時の  
困難なる顛末を事實を能く知ることを得ん。當に外面よ  
り推察せし暗鬼安寃に魅せられて之を幻想せしもの  
試と思へ藩公の親書を發して勤王黨派内に於て行兇  
者其者の如き安慶輕卒の者ハ匪拳の亂彈を命せしハ即  
ち六月二十日なりとす。今日迄ハ勤王黨政府ハ依然とし  
て其席を保てり。勇平ハ夜白苦心焦慮して此際勇平ハ激  
せしことなく其瀕亡之外に後容として政府の顧問參與  
端坐し自から作らざるの事實ありし。となり彼佐幕派ハ刺撃を防禦し分疏後任  
家老後事したり。連署の分疏ハ六月二十日於て勇平ハ大宰府の使命  
を負へり且つや所謂奸黨とハ必ず佐幕派を防ぎ勤王黨  
政府を維持せしハ當時の情状に於て槍ふ可うらざるの  
事實の存せり然れ共勇平ハ當時嫉忌の一累を免かれ太  
宰府の使命に赴きしハ其自から國法を犯し自から危  
し匪徒の目より之を見れハ必ず勇平ハ佐幕派へ及心せ  
し故に其嫌忌を免れ其使命を奉せしならんを見

倣せしハ人心の様動正邪の紛議其極点に及ひし時日の  
免るへりらざる所なりとす此勇平ハ實に困々難々の地  
位に立て以て猛勇自から勵み太宰府へ使命せしなり編  
者ハ之を明言す勇平ハ此の使者を命せられ時よてハ勤  
王派政府ハ未々其位置を失ひす僅に建部衣非齋藤の三  
名ハ謹身命せられたるに過さりし其他政府内の同志者  
ハ未々其職を退きしものあらざりし彼の佐幕の巨魁  
浦上教馬ハ代りて其政權を掌握せしハ勇平遭難を距る  
こと数日の後に後浦上教馬ハ再職ハ十月斯る理  
由の存せしあるを以て訛言の出る素より怪むに足らさ  
る所にして彼の先行者ハ勇平を視て佐幕派へ及心し勤  
王派政府を顛覆せんとするの醜名を負ハせ之を裁せし

ハ冠履顛倒霄壤相及せし至極の先行至毒の証言なりと  
す管に勇平一人に對し其の先行証言なるものならず  
御心却て其身を殺し却て自黨正義忠良の首領者をして  
擧て其禍に罹らしめしものたりし編者聞ク勇平ハ殺害  
せらるゝや建部武彦此時護身をハ之を聞き長太息を放  
ち傍に在りし素野左内左内ハ建部ハ何ハ談話に謂  
て曰く拙者ハ常に過激者ハ輕賤して事を敗るを憂る虞  
々鎮諭を施せしよし拘らす又々斯る変事勇平ハ遭難を生  
せり依てハ拙者ハ極忌ハ益す重々拙者ハ亦ハ此首を断  
せり勇平ハ首を摩して打語りしことありしハ素野左  
話又ハ月形虎藏鷹取養巴海津幸一等の老輩に在りてハ  
勇平ハ遭難ハ實ハ我黨ハ自から斃れしたりと嘆し痛く

過激者の匪挙を惜たりと云ふ。

因に記す、勇平が曾て其材能を愛し、其罪を救解して望  
を緩急の場合に囁せし、彼の中村圓太ハ、其身の犯罪な  
りしを以て、五郷に隨從して領内へ入ることを得ず、空  
敷く馬関に在りし、何う所見ありての事なるへし、密  
に博多へ歸ら来りて、全志へ謀合せしことありし、同志  
ハ大に圓太の妾状を咎め、罪の其意に及はんことを恐  
れ、博多奈良屋町報光寺に於て、迫りて唇腹せしめたり。  
本年正月二十六日の此際、月形鷹取及望東の如き、飽  
夜半の事なりし、迄に其非策なるを論じ、圓太を保護して、脱せしめんと  
せし、も及ばざりし、彼の圓太、其禍に遭ふや、彼の伊丹  
真一郎者、絶滅的の反對を取り、其場に至りて、救解なせ

し、事實ありしに、今や其慎一郎ハ、勇平の行兇の首者と  
ハなりし之を要するに、勤王黨の過激者ハ、牧市内を殺  
害し、圓太を破牢して、又た之を矯殺す、其匪挙ハ、一層佐  
幕派に口を藉かる、所となり、既に顛覆の悲境に陥ら  
んとして、端なく勇平、行兇事件を爰出さるに及び、益  
す其罪を重くし、一黨派挙て以て斃るゝに至れり、何そ  
慨に耐やへきん、依て中村圓太、遭難を以併せ掲げし、  
如何に福岡表人心の懼々怖々、奇險怪驗せしや、其情状  
の參知に供す。

六、嫌疑の捕縛 行兇の餘響

斯て天下の形勢ハ益す切迫し、徳川將軍進發して、再度征  
長の軍隊を令せんとするを見る、應じて、逆りて非常の  
福岡表の形勢ハ、益々危急なるを察し、

熱度を発し實に六月二十日丁度應元年に於て藩公ハ親書を發して痛く勤王黨過激者ハ匪拳を謹責せらるゝと共に二三巨魁と名言せり此れ其々ハ謹身閑居を命せらる勇平ハ勤王黨ハ斯る悲運に陥んとするに臨みてハ當任の政府に留留りて日夜苦辛焦慮勤王黨を維持し或ハ分疏をなし或ハ防禦を施しつゝありしに圖らずに藩公の特旨を以て太宰府へ使命をへき所たりたり此使命に對し而者蓋し勇平にあらずんハ其任に當るものなく特命に預りたるなるへしと雖も勇平ハ當時其身を處せし境堺に於てハ至難至艱の使命にして勇平ハ真に退避推谷りたる苦境に陥りたり勇平ハ之を知らざるにありおるべきに主君の特命ハ辭をへからず國家の爲め命を殉するハ丈夫の本意なり勇平ハ進んで其使命を完ふして帰る果して翌夜自宅に於て兇徒の慘及に命脈を須し勇平ハ胸の宏圖と雄畧ハ地に墜て己矣のとならず後ハ殘臣賊子の汚名を冒して三十二年の今日に及ひし程の一。大。変。事。を。突。生。せ。り。

藩公ハ之を聞かせり此赫として怒り痛く過徒ハ妄状を咎め大小監察へ下して其加害者を捜索せり此れのとならず野を分け山を狩りてハ彼の兇行者の必獲を要せられたり然れ共其行兇者ハ私として晦韜し毫も其手掛りもなかりしに望東ハ平尾山の別荘を留ませし瀬口三兵衛及月形洗藏ハ甥周平及全人家未定平併ニ佐々健三郎等ハ拳動サしく嫌疑に觸れしものあり直に捕

縛糺彈せらる。嫌疑者、捕縛せらる。此際に係る。臨察  
役の探復書及風説書併に勇平の死骸の検案書及嫌疑者  
瀨口三兵衛の糺彈書を著く。等を左より一束して先づ之  
を聯掲することとせり。

○陸目附中之上申書

最前御足輕

藤四郎

右歸島以後差而不穩之儀ハ無之様相聞候由然  
我木倉定番野方太助宅へ寄宿致し居候由之處不絶  
出宅夜分ハ太助宅に止宿以たし候儀ハ稀ニ候處去  
ル廿四日七時比出宅以し昨夕迄不罷帰候由ニ付  
自然者喜多岡勇平殺害一類ニ拘り合可申裁難計  
由

丑六月廿八日

陸七日附中

○側筒町廻中之探索之一

去ル廿四日喜多岡勇平及殺害候者追々承合候處最  
前御足輕佐坐健三郎月形洗藏家来定平最前御足輕  
瀨口三兵衛太田太郎藤四郎と申者共ニ可有之其外  
伊丹真一郎ハ罷越居候様專ら相唱え候在根元ハ  
月形洗藏專ら相計らひ諸事差圖致し月形ハ宅に在  
安濟を鎮撫して執論を極め居たり俗吏之を以後  
誤認し却て控書とす証言ハ又々見こし  
唐人町口御門に張出し致し居候ハ文面等洗藏作ニ  
相違無之様相見候由新好書實ハ他藩士の手にて成  
疑ハ當時俗吏之所新在然ニ勇平方隣家野村助作方  
むに足らざるなり

之者同夜遠慮被仰付及深更候迄人聲等以とし勇平  
卧候比裏道より密々伺參候歟足音等致し候由ニ付  
同方を以不審相立候之不少候得共不精細有之候  
由其外同類之者も可有之相唱候得共當難相分有之  
由然ルニ右健三郎定平之者御召捕ニ相成太郎四郎  
之者今程博多對州屋敷に潜伏いたし居候様專ら風  
聞被行候由

又六月廿八日

御側筒

町廻中

因に記す此程免罪にて配所より歸り来りて博多對州  
屋敷邊に漂泊し居勇平を殺害なせし即夜博多港より  
竊に登船して馬関へ脱せしことなれはそれ等の事共々  
奥附州藩吏は跡事なからし博多港出入の旅船を取締  
り殊に對州船にハ一々其船中を穿鑿し嚴敷く吟味せ  
しもの、如し當時船方より其取締筋に付何か申立書  
面へ對し大目附よりの指令あり其顛末を參供せし  
之のなれハ之を附録す

九月七日船方より出す書面に指令

本文之通可成丈不事立様相断譬對州之船印等有之候  
共此節引合之譯柄ニ付堅く差度方取計候様自然承服  
不致候ハ、繫留置可被申出右之節風波之都合ニ而洋  
中ニ繫船難相成即ハ湊内敷又ハ川内ニ而も宜場所ニ  
繫留番船等附置揚陸不致候様可被取計候爲一不法之  
次第有之難及手節ハ足輕頭來組之船手當いとし置足

輕頭用心番は速に申越取押方取計置其上ニ而被申出候ハ、其節可及差圖旨被申談置候

目附側筒頭中之探偵書

覺

一喜多岡勇平儀及殺害候風説有之ニ付、承合候處、去月廿四日夜半比、何者共不知、三四人全方忍入、勇平儀卧居候敷帳を切落し、直ニ一刀切附候由之處、同人儀周章遁出し候を追行於門外ニ為及殺害由、且又全人儀娘に、周章居候内、手紙を負候處、去月全く右手疵之ため死去、以之し候由、然、勇平儀是迄有志と相唱候面々、全氣いとし、始終申合等、以之し居たり由之處、近比ニ至り候而者、身を厭ひ、存念打替候より、附

後、何、以、政府、の、機、密、を、知、り、有、志、之、面、々、殊、之、外、相、憎、之、得、ん、や、矯、証、し、ホ、之、甚、之、し、有、志、之、面、々、殊、之、外、相、憎、之、月、形、洗、藏、杯、儀、勇、平、儀、唯、今、之、通、ニ、而、者、難、差、置、杯、申、居、た、る、儀、也、為、有、之、由、ニ、付、而、者、孰、々、月、形、を、し、て、勇、平、儀、引、燒、に、揚、げ、し、風、説、書、な、る、に、別、に、其、人、右、有、志、之、面、々、所、行、ニ、而、者、無、之、歎、ニ、相、唱、へ、候、在、頃、日、御、召、捕、ニ、相、成、候、最、前、御、足、輕、瀨、口、三、兵、衛、と、申、者、也、黨、類、ニ、而、可、有、之、旨、世、邊、ニ、而、専、ら、相、疑、ひ、居、候、其、外、餘、黨、也、有、之、由、ニ、候、共、不、分、明、之、由、勇、平、儀、其、節、之、始、未、無、刀、ニ、而、遁、出、し、士、官、之、上、有、之、間、敷、振、舞、重、々、不、覺、悟、臆、病、之、次第、之、為、有、之、目、附、其、者、を、し、て、斯、る、突、出、せ、し、先、難、以、病、之、教、文、字、ハ、己、之、甚、し、と、謂、ひ、事、變、発、し、て、後、此、言、を、発、す、無、情、也、亦、之、甚、し、と、謂、ひ、専、風、説、及、承、候、ニ、付、奉、言、上、候、以、

上

丑七月四日

縣久左衛門

立花市右衛門

本村市之丞

花房助太夫

小田平之進

時枝中

岸原七郎左衛門

三宅孫作

梶原喜太夫殿

河村五太夫殿

榎長左衛門殿

喜多岡勇平死骸檢視書

一首深手貳ヶ所

但右之頸十文字  
切疵深三寸

一左肩下り全貳ヶ所

一全横腹ニ掛ヶ深手一ヶ所

一肩下脇腹ニ掛ヶ深手壹ヶ所

一尻突疵浅手壹ヶ所

○側筒町廻中探索書ノ二

長府御使者大庭傳七郎馬關の高人として長藩上下  
の探偵なり

三人ニ而聞五月廿五日より博多古湊町油屋利平々

申者方々逗留し居候處以後留守居之者國許に

罷歸り右交代を以て正木伊三郎其外名元不相分兩

人相船ニ而六月十三日鯉町洲口へ入津以て右利

平方に宿附居候處伊三郎に者居残り兩人者其後陸

路歸國以てしたる由然處伊三郎全藩濱野林左衛門



遠藤常太郎兩人。全月廿七日夕。利平方罷越。全宿心  
たし。全廿八日傳七郎。林右衛門常太郎全道。而太宰府  
之罷越。后候由。尤去二十四日傳七郎。萩原幸十郎。越知  
小兵太方。應對為有之候由。然。同夜半過比敷。右伊三  
郎。何者共不相分。宰府より罷越たるを申入候由。  
利平方家内。案内。以したる由。候得共。相断。利  
平門先相離れ。伊三郎。閑談致し。以後雙方相別たる  
比者。鷄鳴過比。相聞へ。無程伊三郎。者。鯉町洲口よ  
り帰船。以したる由。然。右門先。罷越たる者を遠  
路罷越。后候。而家内。以不入込。門先。而應接致し候  
疑敷。候得共。子細難相分。且。又傳七郎。為迎船。去朝  
日鯉町洲口。入船。以し候由。今程。右洲口。繫船。

藝州對州。志州。之高賣船。并日切等。而一体出入。烈  
敷。有之由。然。慶長防者。統而藝州。名跡を替え。通船手  
形。を以出入等致し。后候敷。相聞。且。又洲口。番人兩  
人。而隔日。相動。后候由。之。處。右出。改方。夫々。始末手  
敷等。相整。后候由。者。得共。此度。御取締。之道。相立。候  
難。唱。且。宿屋。共。以。間。者。等。閑。之。心。得。候。者。有。之  
敷。而。斯。御時勢。曾。而。不相濟。儀。以。有。之。候。儀。奉。存  
候。此段。申上。候事。

又七月七日

御側筒

町廻中

○風説書

一御席御密談御用等渡れ候向ハ御用部屋相動候小全

丸兵次郎山内俊雨人之由喜多岡勇平兩人別而入  
 魂仕存念無痛意相吐候を勤王之向に密々内通別以  
 し候此の風説をして真ならしめ衣北勇平之腹  
候下此の妖言を割せり水し如し之を如何を焚  
北さるを得んや當時政府の情状美言勇平無而  
あるに忍びざるのありなりし事  
 之存念とハ大に相違以し時宜之場ニ押移り候身  
 構以し候由ニ付燕雀馬を鴻鶴の志を知らんや及  
俗吏の言箱く皆是なり  
 殺害候由ニ御坐候  
 一勇平殺害之夜子之刻比吹鳥飼居住尾崎逸造惣左衛  
 門忤令入旅行留主宅に三四人計之由赴居候儀近隣  
 聞附しもの有之其比不審之由ニ御坐候由  
 右之通風聞仕候ニ付申上候事  
 九月十日  
 石田周八

中川脩藏

○嫌疑者之紀彈書

最前御足輕

八牢

瀬口三兵衛

三十歳

右之者御會議御耨之趣を以遂紀問候處最前御掃除  
 坊主相務二十四歳之時字問砲術等博取候以被賞一  
 代御足輕ニ被召直昨子十月依願退身致し候由然ル  
 ニ其以前八月伊丹慎一郎世話致し平尾村野村助作  
 別荘之家番ニ罷越以後全家に心易出入致し居候由  
 ニ而先月廿四日晝比公助作方に屏風張ニ参り居候  
 由之處同入儀頭宅呼出之儀申参り候ニ付暫時相滞

居候處由用齋歸宅致し無程一族四宮琢藏参り候に  
付三兵衛殿を告投灯燈し助作方立出隣家喜多岡勇  
平方門前罷通候處門戸半開き居候由に付自然全人  
之も助作同様遠慮被仰附候儀に者有之間敷我相察  
し瀬口三兵衛工八望東の家より始終勇平方へ接見し勇  
平方志を知り居たることを知り居し  
罷歸居候處勇平方北隣八百屋平助に申者方角に而  
助作方家来一族井手勘之進同道に参り居候に  
出逢挨拶等致し相別れ誼等を吟し六軒家通罷歸り  
居候處告當幸太夫方替古所傍に而岩田殿太に出逢  
候由に付刻限等相尋候處八時前欵に相覺候旨相答  
たる由以後三兵衛に八續縁十軒屋居住由屏風張山  
本市作方八屏風張道具借用致し居候處全方裏口へ

差返置其段外より申通し置候儘立出藥院村抱山通  
り野村別荘に罷歸り常々今所別家二居候家番市右  
衛門に申者に只今歸宅致し候旨申聞打卧候由翌廿  
五日朝別荘に有之家具助作方に差送り方前夜約定  
致し置候に付右市右衛門に為持差遣し候處全方  
右品受取候趣一紙相認右書中に前夜其元引後何者  
欲勇平方儀を斬致したる儀書載有之に始而承知致  
したる由追而承り候へ八前段勘之進助作方に参り  
挨拶等致し居候半勇平方騒動相起候由然るに右手  
紙に如何致し候哉差約に候處別荘棚之上に差置候  
由自然相見に不申節者髪を結る候即相用ひ不申哉  
左候に及古入り可有之全右之通之次第に而聊子

細有之書翰。無之由。其後廿六七日。相覺。助作方續緣。二川幸之進儀。未之家。賤取殘。一后候儀。而罷越候。由最前御足輕。西原守太郎。申者罷越后候。而去廿四日。御側筒御足輕等。數人禁銅被仰付。候名元等。相吐。候。二付。半紙。認。后候折柄。黒門。白。勇。平儀。張紙。之。文。面。を。相吐。候。二付。右名元之先。掛。候。共守太郎。不覺。二付。其儘取仕廻。候。由。而。勇。平。殺害。一件。聊。相。携。候。儀。無。之。由。然。二。三。兵衛所持之。大小。刀。御引揚。相成。后候。二腰之内。長き方に。疵。所有。之。短き方。切先。六七寸。差表。斗。摺。疵。有。之。儀。等。差約。候。處。為。試。山。后。之。事。故。諸。木。又。ハ。芝。立。等。伐。候。儀。節。々。有。之。其。節。土。中。切。込。候。儀。有。之。候。得。者。自然。ハ。差表。斗。二。疵。有。之。儀。難。計。一。

体。叙。道。ハ。相。字。以。候。儀。無。之。就。而。者。右。之。通。相。試。候。而。始。未。取。扱。念。入。候。儀。無。之。其。節。相。改。候。儀。無。之。由。然。ル。二。月。形。洗。藏。入。魂。之。次。字。取。約。候。處。全。人。之。者。志。有。る。人。之。承。り。出。會。追。々。心。易。相。成。昨。十。一。月。洗。藏。儀。長。州。に。罷。越。候。節。附。添。参。り。無。程。罷。歸。り。當。正。月。歸。國。後。全。方。に。罷。越。候。處。長。州。表。二。而。用。達。可。致。之。處。何。慮。存。念。等。申。出。候。儀。為。有。之。段。致。立。腹。候。由。其。後。洗。藏。乘。馬。唐。人。町。馬。中。次。利。右。衛。門。預。々。后。候。を。月。形。周。平。申。合。乘。候。儀。為。有。之。處。殊。之。外。相。憤。候。二。付。其。後。者。絶。而。不。罷。越。候。由。然。二。右。之。者。去。月。廿。八。日。入。牢。被。仰。付。翌。廿。九。日。絶。食。致。し。候。由。如。何。之。存。念。二。有。之。候。哉。差。約。候。處。下。賤。な。か。ら。也。御。國。為。に。相。成。候。儀。を。心。懸。け。后。候。二。付。何。ら。なく。世。

邊ニ而者、當時動王家杯ヲ頼リニ相唱候由、然處此節  
之御疑ハ乍恐如何之儀ニ候哉、盜賊一同ニ被召菴候  
段、心底覺無之儀ニ付、何分歎カハ、右ニ付速ニ御  
詮議被仰付候ハ、毎事明白可仕、左候ハ、出牢之上  
相應<sup>ニ</sup>御告示可被仰付、何様盜賊同様牢飯を喰候儀  
残念ニ存込、去迎強而餓死候存念ニ而者無之、夫故何  
卒急々御詮議被仰付候様、手筋口申出、吳間違哉、再應  
牢番迄相願候由申出候、高端前條之通申口ニ而、外ニ  
疑敷儀モ無之、尚<sup>モ</sup>重外聞を以致し候處、時刻等相違之  
儀モ無之ニ付、此段取書を以申上候以上

又七月三日

御 詮 議 方

編者ハ勇平ノ變死ニ係リ、藩政府ノ監察掛リ等ハ如何ニ

其行兇者を搜索追躡せし、然れ共其加害者の踪跡ハ聞  
とて知るに由なく、端なく其挙動の疑忌に觸れし者を  
捕縛して、糺彈詢問なせし、其探偵書糺彈或ハ風説書等を  
取束水て前に之を揭示したり、之を要言せん、或ハ其加  
害者ハ、頼口三兵衛、太田太郎、藤四郎、佐坐健三郎、及月形洗  
藏、家未定平、其外伊丹<sup>真</sup>一郎等に嫌疑を有し、又月形  
洗藏ハ其巨魁となりて行使せしめ、如く誣告せり、  
甚しきに至りてハ、彼の所好書の文体ハ洗藏ノ作に相違  
なし、と迄に<sup>其</sup>嫌疑を措き、<sup>其</sup>劾せり、又た馬関の商人大庭傳  
七馬、關商人白石正一郎ヲ、<sup>其</sup>實弟として、長府藩に養ひ、曾て  
と<sup>其</sup>高杉晋作と同伴して、難を福岡へ逃け、爾後長藩の間謀  
交厚し、當時傳多に來りて探偵せり、勤王黨<sup>其</sup>其挙動最  
モ疑敷きを怪たり、遂に頼口三兵衛及佐野健三郎月形

洗藏、甥月形周平及其家米定平等、捕縛入牢、屢々苛酷の拷問に罹ると雖も、此等ハ全く行兇に關係の事實なきより、暫時として出牢、各自宅に於て警護せられしことを知らるべし。

因に記す、伊丹慎一郎ハ勇平を太宰府に於て打果せんとせし、隨後諸士に断られ、其帰途を要し行兇せんと欲せし、勇平ハ歸路博多往還を取りて歸宅なせしより、討果すことを得ざりし、依て期するに翌夜、令人々居宅へ迫り、之を遂げんことを以てす。日高四郎ハ歸宅し、猶々思慮する所ありし、戸次彦之助（彦之助ハ日高四郎の甥なり）、喉して後ハしめしと、慎一郎ハ翌二十四日早朝より博多對州屋敷邊に來り、（藤四郎ハ博多藏本村木倉定番野方大助方へ投宿す）

藤四郎へ謀合し、伴の大庭傳七等と密會す。此場に彼の大兵の侍（當時博多横町海鱈屋へ投宿せり、其藩の有志たり）、共に行兇を謀合なせし、如くなりしと、遂に其夜半に於て討果せしなり。即ち加害者ハ、伊丹慎一郎、戸次彦之助の兩名として、藤四郎ハ之を監護して行使せしめしなり。然して藤四郎ハ即夜博多を脱し、馬関へ渡航す。爾後彦之助（亦々嫌疑により、一旦召捕られ入籠せし、甘く言ひ放けて、居宅にて警護せらる、間々如し伊丹慎一郎討果せり、共謀せしものなしと彦之助ハ警護中脱して中々たる又よれり）、薩州へ遁れ、全地に於て私讐の爲めに死す。故に慎一郎獨り其處刑を蒙り、他の一累より慘刑に處せられたりと、（以上帶谷次平の實話を筆記す）

編者ハ勇平ヲ遭難ニ係リシ顛末ハ、古老ノ談話を前に附録したり。之に就クハ其加害者ハ伊丹慎一郎、戸次彦之助及藤四郎ノ三名にてありしことを知らるべきなり。之より進んで勇平ノ其遭難ノ餘響ハ勤王黨ノ全部に波及して如何に其嫌疑ト其罪状を重ねし。即ち勇平ノ変死ハ勤王黨ノ玉石混淆して悉く斃れて以て止ミ遂に彼の如き世説ノ因する處となりし顛末を明晰に事實を挙げて

之を辨明せんと欲すに先ち勇平ノ猛毅ノ氣象を以て當時艱險困厄ノ地位に其身を處し、執掌拮据、其身を慮るの遑なくして遂に爰に及ひし也亦々實に己むべからざる情状ありしことを論究せべきなり。夫れ彼の佐幕派ノ其口に藉きて以て其反對たる勤王黨を陥擗せし隨一の鋒又とせしハ彼の市内を斬り、圓太を破牢し又之を矯殺し及博多米商を慘殺せし等の事件にてありし。而して勇平ハ實に之れに關せざるのとなりす。又以痛く其匪挙を告ぐめしものなれハ勇平ハ其政敵たるに拘らず、佐幕派ハ深く厭惡せられさりしハ當時の事實とするなり。抑も佐幕派ノ其反對者たる勤王黨に對してハ表面にハ一番の危殆を匡救せんとするに在りし也。千時將軍進發

拳に討滅せんと欲すの虚威を張りたり。佐幕派は幕府を暴信するの餘、勤王黨の薩長兩藩と聯絡して、その口を以て、其裏面を容れし其願未だ前項へ掲げし如き、事實にして、其裏面ハ陰險毒ならざりし私讐を以て、根を截ち、稟を粘して、當時佐幕派の効申書以て其一累の族滅を期せし、如くなりし、去北ハ勇平ハ辱々長藩へ往復して、今藩の内事を諳し、高杉晋作義旗を挙げ、各藩を征伐して、等の内事なりしこと、且つ薩藩士は北ハ勇平ハ彼の幕府の再征長を以て、一口水に吞了れしことを知る、し、勇平ハ自志たる望東へ、當時同論を果へ贈りて、將軍進登ハ自ら此言を招くものなりと冷笑せしこと、又、勇平等より之を傳聞せしに、祭るに長藩の内状、重く、勇平ハ自ら往復して、實況を見聞す、斯る理由の存せざるを以て、彼の佐幕派の口に藉きたる國法犯の如きは、

勇平ハ毫も意に介せず、心に作さる所たり、且つ勇平ハ吏給に富々、實に長藩へ使命して、其生命を耻々志めず、其事を完ふせしハ、一番拳て知る所にして、勇平等に建部武彦太浅香市作、長谷川範戒、あらざれば、此等の使命に耐るも、真藤登等なり、のハありざりしなり、故に勇平ハ佐幕論者へも容れられし、如し、況んや其の私讐に共かりざりしに於てかや、且つや浦上信濃ハ既に退職なし、甲子十月上旬、教馬と改名して、窃に佐幕の餘燼を集合し、且つ同列と名を茶話會に寄せ、所々に集會して、勤王黨政府の行為を誹議し、以て之を顛覆し、其回復を図るや、前項を概記せし三坂ハ兵衛の事なり、勇平ハ當時の政府負へ擢んで、最且秘密の事に参せしにも拘らず、屢々教馬の宅へ往復して、天下の大勢を



論し、務めて其調停の勞を取り居たりし。掩ふ可からざる事實のあることなりし。此際佐幕巨魁大音兵部が當たりて、吉田土馬上京し、勇平が同志たる中村到り、聞役となりて、勤王黨を護衛し、再上京を之を要するに、勇平へ斯る固りし事實のあるあり。佐幕派、陰險出沒、内外より刺撃し、讒謀して措かざるに拘らす。勇平、毫も心に忤る所なきを以て、政府に盡してハ、之を分疏し、之防禦すると、退職者再任拒絶の建白等あり。勇平、遺諭によりて証言をせし。或時ハ、佐幕の巨魁浦上教馬の一累に向て、公然往復して、彼れ、所為の卑屈に出で、天下の時勢を知らず、勝味闇明の夢を警覺せし等のこと、脚からさりしと、是等ハ、勇平、尤も得意の事なれハ、其際にハ、勇平、隙に乘せら

る、説行あるハ、又た免れさりし所たり、夫れ自己の匪運を憂ふと共に他の優遊を羨むハ、人生の常なれハ、政府内平素懇意信友と呼びたる一二の某々等に於て、窺に勇平、拳動を怪し、視て以て佐幕派へ及心し、自己の地位を堅し、其の黜斥の豫防、即ち身構を為せし。之を彼の過激派へ内通し、讒毀せしこと、なさにハ、あらさりし。如くなりし。前に掲げし風説書を参ぜなハ、當時政府内全が如き不可謂一種妖氣の伏せし。此れ勇平、腹心の病にして、早く既に毒牙を其掖下に割せられたるものなりと謂て、可なるハ、如し、當時一番人心の訛厄及政府内の奇險ハ、編者之を明言するに忍びざる仔細の存せしものありしなり。斯て勇平、変死の影響ハ、著しく勤王黨全般へ波及

し、哀かな其正邪を分たす。痛かな其玉石混淆して、以て一  
敗地に墜ちて止むに及ひたり。其顛末を概言せん。大荒  
黒田播磨ハ願ニ依而退職併退身せしハ、則六月二十八日  
ヨして、相踵て矢野相模も亦々再辭職を願ふ。七月三日に  
る。小川民部、毛利内記代りて職公たり。浦上教馬も再職  
命ありしハ、強志を憚り、敢而命に就きさりし。他日勤王黨  
戰す即ち十月朔日斯る仔細の存せしハ、勇平ハ遭難の當日、即ち六  
の事にくありし月二十五日より二十七日に至り、嫌疑の連署を以て捕縛  
幽閉せられしハ、實に百六七十名の多に及ひたり。  
斯る多数累類の波及せし因縁を聞くに、佐幕派ハ既に政  
府の全權を掌握し、浦上教馬ハ表面ハ再職せしむと雖も、  
裏面に於てハ陰然政權を執り、  
曾て治罪糾問に老練の名を得し、近藤丈右衛門を挙て、臨

時詮議掛長を命し、其罪を糾鞠せしめしたり。素より勤王  
黨ヲ辨稱せる勇士其者のことなれハ、假令鞭撻して地上  
に昏顛せし程なりしハ、一人として口を聞きて黨事を自  
白せしものハ、あらずしとなん。然れ共丈右衛門ハ此度  
思慮せる所ありて、曾て懇言なる河合茂山を脅迫して、紀  
問す。茂山ハ大に畏怖し、勇平を殺害せしハ、伊丹慎一郎、藤  
四郎、戸次彦之助なり。彼の月形等にも、或ハ其情を知りた  
るならん杯と、謾言妄語を吐露し、其他黨事の密事を奉り  
て、悉く漏洩なしたりと、勇平ハ曾て茂山ハ措じ極々粗  
暴軽浮ものヨして、同日の語は出来ざるの人物なりと冷  
評せしことさへありしハ、前項に掲げし勇平、勇平ハ其眼  
力ハ炯として炬の如く、果して彼の茂山ハ謾言よりして、

勤王黨の内事を発露して、斯る不可謂の結果を見し。轉々慨嘆するに餘りあるなり。果して遂に七月十三日に至りて八月形洗藏等の十八士へ、断然士族の格を褫きて入牢せらる。且つ加藤司書を始め四十一名へ、閉戸逼塞。或ハ所預命を蒙り、遂に十月二十三日、廿五日、廿六日の三日に於て、嚴刑を施行するを見るに及へり。然して伊丹慎一郎の一名ハ、大袈婆に斬せらる。蓋し勇平ハ加害者なるを以て、一等の嚴刑に處せられしなり。

嗚呼勇平ハ、変死ハ勤王黨其者ハ自のら其首領を戮し、益す佐幕黨の護毀の實を造り、爲めに一累委く悲境に陥り、一敗地に塗れて以て己たるものなり。又た勇平ハ自黨の嫉妬の及に斃れ却て其反對たる佐幕の汚名を冒せられ

治機宿岡大に天下に爲すあんとするの中途に於て、脱ぐむ又た後世に疑りて以て解けず之を告るに其所なく之を慙むに其人なく鬼哭々々以て今日に至りし所なり。編者ハ之を哀之之を嘆し、其鬱憤を散し、其遺蹟を發彰せんとしてハ、聊カ存在の文書と、古老の談話に徴して、以て僅に其什中の一二を証言せしむ。猶々昊天孤忠の無告を憐しし、勇平ハ遭難の當日、在京同僚中村到江宛たる書翰幸にして存在なせり。這ハ此れ勇平ハ最後の絶筆にして、當時相認め、未だ発出せざるものに係りたり。編者ハ勇平ハ、実子有田晋兵衛へ就き、之を聞見することを得たり。即ち之を其全文を尤に特掲することを得たりしなり。

○勇平最後之遺翰

御看京早々去月十三日付之御細々之貴翰拜承何欣  
御心配之段奉察候早速御返書と昔奉存居候處既  
御承知也御坐候通御登程之翌日者とう彼の事  
件も破裂及司書殿退職之大變と相成と相成  
密を退職者浦上教馬へ兼而道家と相成と相成  
中老全列連署して直訴せしり全馬八日間大に相  
目付三坂小兵衛の謹身となり藤司書より行なり  
五月二十日付の事なり此際番論を以て在京大音兵  
部東郷吉作併之佐幕然を呼下し為交代吉田上馬中  
村到福岡を登せし八月二十八日の事なり  
此等の事を爾後上之思召を以諸事御直宰被仰出  
御席の者不残退職可相成之御模様と相成候處未  
代負之御挨拶も無之候此際悉く退職し上之御つ  
せ申候様相成而者以之外なりと播州公之御賢漸出

而先者見合と相成先々安心に御坐候得共相州州  
者現實病氣を以て願書ハ差出と相成后申候其後容  
月廿三日内膳殿御登職と相成無可無不可主義にて  
當時を彌縫せり又と一策飲と奉存候因州御決心  
者なり御勤無之遂に去三日願之通退職と相成  
就而ハ播州公之御存意を以て静軒先<sub>黒田山城</sub>後<sub>田城</sub>退隱  
再職之儀被仰上候右者同老々者御咎以後慎方宜敷  
今程御賤用様御指支之御時節に付隱居之俟被召出  
候様有御度殊に此度長州御再討之儀も被仰出何故  
御再討之御主意不審之至暫時論せ候<sub>中々</sub>實々御再  
討と相成候時中々防長而已而事濟可申處無覺  
束一度于戈を被動候所々争乱相登し果而ハ

如何成事。可押移哉。加之當年之不順氣。而八定而  
作並。忌敷可有御坐。夫。色々御配慮之筋。可  
可被為在。誠以不容易。御時勢。付。彼是片時。速。御  
賤用標等。御手支なきやう。致し上置度。祈願此事  
。有之。且。又。同。老。儀。ハ。賤用筋別。而。功者。三。手並之程  
ハ。上。七。年。來。御。承。知。可。被。遊。二。付。非常。之。御。時。節。非。常  
之。御。思。石。を。以。何。卒。御。登。用。被。遊。度。最。ハ。當。御。時。節。ハ。高  
更。諸。役。人。之。人。材。を。不。被。為。得。し。て。ハ。如何。三。富。國。強。兵  
之。儀。被。仰。出。候。共。現。業。相。運。候。もの。二。無。之。惣。し。て。何。某  
ハ。何。派。何。輩。ハ。何。黨。な。と。之。御。取。分。不。被。為。在。其。人。之。長  
所。を。御。用。被。遊。候。儀。御。急。務。之。御。事。と。被。存。候。旨。綾々。取  
書。を。以。て。播。州。公。々。者。去。る。八。日。上。ハ。御。目。通。を。御。願。有

之。無。憚。被。仰。上。候。處。何。と。固。ん。や。同。老。ハ。者。賤。用。ハ。功。者  
。者。候。得。共。一。跡。氣。象。無。之。下。ハ。愚。弄。被。致。候。儀。不。少。夫  
より。して。下。二。推。移。り。以。之。外。な。り。との。旨。を。以。御。付。札  
御。却。下。被。為。成。候。旨。承。及。近。比。恐。入。たる。次第。三。御。坐。候  
此。此。と。申。也。過。日。未。補。教。之。首。唱。二。而。御。中。老。同。列。再。應  
之。直。訴。より。斯。る。御。都合。二。立。至。り。實。二。長。大。息。之。至。り  
ハ。通。り。過。さ。泣。二。泣。候。ハ。酒。果。申。候。黒。田。播。磨。の。立。花。静  
し。其。草。案。ハ。勇。平。の。筆。を。取。り。御。事。密。に。再。職。を。建。議。せ  
り。し。然。ら。ば。ハ。勇。平。の。何。以。斯。る。秘。密。の。事。件。を。知。り  
得。ん。然。る。處。大。兵。大。音。兵。部。を。放。り。勇。平。兵。部。を。目。し。て。斯  
佐。幕。派。を。厭。惡。し。て。自。黨。の。為。め。防。禦。分。疏。に。藤。井。村。山  
後。事。に。て。播。磨。の。事。を。知。ら。る。ハ。藤。井。村。山  
藩。より。内。翰。之。都合。にて。彼。等。の。可。惡。所。為。ハ。承。知。任。候  
二。條。一。橋。其。外。ハ。内。訴。し。て。勤。王。黨。を。外。より。刺。撃。し。自  
己。の。再。上。京。を。固。り。し。事。実。別。に。在。北。り。

猶更怪むに足らざる次第ニ候。依而全人帰着之上ハ、  
相州大音兵部の女聲たり。矢野相模 屹度全人ヲ不為を戒め、  
慢に御目通等ハ暫時遠慮之様可被申諭との所存ニ  
歛ニ承知いとし候處。過る十六日看船早々直ニ奥に  
罷通り又々何々不容易事共申上候由ニ而、遂に廿日  
之御直書大目附へ御下被仰付。衣非茂記一番ニ遠慮  
被仰蒙候。大変出来仕候。右之通衣非一番ニ御咎被仰  
付候儀ハ頗る次第有之儀ニ而、全人儀先夜大和殿へ  
参り、何事ハ不容易過激之強談ニ及候歟ニ而、衣非茂  
大和を訪ひて、何々要請なせしハ、六月十八日衣非茂  
依其翌日大和ハ番公へ内謁して其願未を直訴す  
依二十日親書電発して勤王黨の行爲を譴責せら  
る。此を黨事破裂の導火線とするなりとの願未を云  
ふ。和州ハ其事の非常に驚き、上り御目通を願ひ、何事

々密々被申上候介して、恐多くも御直書迄被仰出  
候趣ニ立至り候。最早爰ニ至り可施策畧也打絶、御書  
面之如く、耆姿、扁鵲之刀ニ難及、此上ハ大義名分を  
不失、斃れて後に止むの決心仕候。而して最後之策略  
として、播州公以御所見を以て、一同退職仕、諸事御直  
宰被為遊代、真御選挙之儀也。御自身ニ御取調可被遊  
思召ニ者、御坐候得共、然ニ退職之面々ハ、此先御取出  
しハ被遊間敷旨、先般御沙汰被為在候通り、暫く御取  
出不被遊方御為め、至當々奉存、尤此先々ニ至り、小民  
浦敷等七名之内、若し、御取出被為在候ハ、前廣く  
一應御掛被仰付候趣、一坐御決議ニ付、即坐其段書取  
り以、播州公より、被仰上たる次第ニ御坐候、黒田播磨  
以下家老

中の連署を以て退職者取出之件ニ関し建議書を呈出  
せし六月二十日の事なりし勇平現に此の秘密を  
知らざるべしことを右ニ付御直裁を以て御人模相成候迄  
ハ是非ニ政府之御用は御勤可申上ハ申迄も無之小  
生も其垢りニ而代負之定るを俟ち進退可致災心其  
場ニ至り引讓之御用物等取調居候處一昨日風々太  
宰府へ御使者之儀上より殊ニ被召御直ニ御會  
の被遊殊に譯を立て被仰付候次第ニ候得共唯今  
之折柄此儀ニ於てハ小生ハ實ニ絶命ニ命ニ而實ハ  
御断可申上候處上之御趣旨を拜承仕候得者如何ニ  
退職之者共々惡謀をハ申せ斯迄上ハ御配心を奉  
掛唯々落痰ニ相咽ひ候次第ニ御坐候元來主命ニ小  
りて命を果そハ臣子之公な北ハ運を天ニ任せ先必

此御使者を首尾能仕おふせ候上ハ断然退職候  
暫時天下之運氣を俟ち同志者ハ危急を援助可致時  
節もあらん哉と決心し此の教語を登す一身を懸  
し主命を重んず豈敢然たる神代傳共昨二十三日  
太宰府へ参り三條公へ拜謁申上此度福岡表ニ而云  
々之次第ハ全く國法犯者を處罰せらるに在り左御分  
之御周旋ハ舊ニ倍し致上げ其辺りハ甚も御掛念不  
被為遊候様との御口上を申上猶又小生より別に見  
込之次第を御安心之為申上候處彼ノ不敬云々  
明徴爰ニ甚御都合宜しく免ニ角御使命丈けハ相  
勤の候得共今後如何之御仰出御坐候哉實以恐縮千  
萬ニ奉存候小生も明日よりハ病氣申立暫時引入時

節を相俟、假覺悟ニ御坐候。勇平ハ、決心ハ一夜の毒又遺恨、何等貴承、縁ハ大兵ハ何事、申上居可申、不測、乞公御用心御專一奉存上候。主馬公ハ、別段呈書、不仕候。何れ共追々被仰出候。御模様ハ、見聞次第御報申上。而可有御坐。先者草々御左右為可申上。猶奉後喜之時候、恐惶謹言。

六月廿四日認

喜多岡勇平

中村 到様 坐下

前に持掲せし、勇平ハ最後の書翰に就きて、勇平ハ即ち福岡真成勤王正義の鐘者にして、決して世説の如き盲心惑溺、利慾の爲めに、久心して、以て其禍を取る。如き卑屈の者にあらさるし、皎然として、燎火を觀る。より明

なるへきなり、嗚呼、勇平ハ世局の陰艱に、其身を處し、遂に自黨の毒及に、須し、無涯の汚名を冒して、以て今日又ひたり、勤王黨ハ、又た其首領を殺して、罪累を嵩し、悉く斃れし、以て己たり、黨派の排撃猜忌の慘毒爰に至りて、極ると謂つへきなり。編者ハ、百慨の血涙に筆を染め、千慮の熱瀝に其意を寄せて、以て我旧福岡藩勤王の首領、喜多岡勇平其人ハ、無告の孤忠を發狂し、天下の名分を正しくし、百代の青史に遺し、以て世の博識明材の諸彦に訴へ、其明教を得て、以て明治聖世の啓下に於て、他の殉難士と共に一視同仁、雨露至仁の恩澤に浴せしめ、地下勇平ハ、怨恨を消散して、永く涅槃那の岸に到らしめんことを欲するの一念に在るのと、聊以て編を畢る。



喜多岡勇平殉難遺蹟 終

浸本軍陣に相用之程亦年々振々爲地所違  
然其意に當らずと云ふは流石なる所也  
萬夫にテハ其頃々今以て我軍に絶軍陣に當て  
陸大に絶水雷火難事軍艦に類違事は精切之  
る難夫に不可慢我場を當て其甲利兵を  
其自之也其自之也其自之也其自之也其自之也  
右等之應軍事博識の及ぶ所何事右之也  
印之為亦一之設置事の爲る軍法一之之也  
不易之也印之也其相也其相也其相也其相也  
其相也其相也其相也其相也其相也其相也

可心可法其方心作之為在候一作武藝活以の用  
第一相違すも別る大の地味等と面ハ初ハ可助令古  
之變章之理片ト相弁柱轉る之百語ヲ懸意致  
近夫徳之得夫海陸利用之大地地水雷火等  
習熟之必要務も其の善一方事ト他高後  
取候ハ其不相満候ハ有る事也其精下候ハ其文  
字之活字之基督教導之面ハ子弟之生受懸察  
用達之者生年及和心道之通守の中教育守不  
希入却る風俗之如ト相成り其精ト相心可文  
書為其教導一之致ハ其精下之守右之知意相

可心可法其方心作之為在候一作武藝活以の用  
第一相違すも別る大の地味等と面ハ初ハ可助令古  
之變章之理片ト相弁柱轉る之百語ヲ懸意致  
近夫徳之得夫海陸利用之大地地水雷火等  
習熟之必要務も其の善一方事ト他高後  
取候ハ其不相満候ハ有る事也其精下候ハ其文  
字之活字之基督教導之面ハ子弟之生受懸察  
用達之者生年及和心道之通守の中教育守不  
希入却る風俗之如ト相成り其精ト相心可文  
書為其教導一之致ハ其精下之守右之知意相

守言情修所致平派用是治公松覺倍可  
為元候事

二月

友納郡次郎一直 天保八年丁酉十月十九日  
筑前國那珂郡春吉村ニ番丁ニ生ル幼名梅五郎  
父ハ吉浦榮藏一利母ハ小藤氏安政三丙辰十月  
十九日出テ友納氏ヲ嗣ク抑モ友納家ハ實父榮  
藏ノ外戚ニシテ故アリテ家名久シク斷絶ス榮  
藏深ク之ヲ愛ヒ是ニ至リテ之ヲ再興スト云フ  
時ニ年二十歳安政四年二月藩主江戸参勤ノ事  
アリ輿ニ扈シテ上京ス六年五月任滿テ帰藩ス  
萬延九年正月勘定所定勤ニ任セラル是時ニ方  
幕府政ヲ失ジ天下騷擾勤王ノ徒四方ニ起ル

郡次郎亦見ル所アリ文久二年八月ヲ以テ慨然  
其職ヲ辞シ専ラ有志ノ徒ニ交ル是ヨリ時勢日  
ニ切迫浪士四方ニ横行ス江戸使命ノ如キ動モ  
スレハ道塞リテ通セサルモノアリ藩之ヲ憂ヒ  
特ニ郡次郎等ヲ撰テ江戸ニ使セシム同年九月  
上旬使命ヲ果シ復命ス文久三年癸亥長州動搖  
藩命シテ國端ヲ守衛セシム郡次郎復ク其撰ニ  
中リ遠賀郡黒崎驛ニ出張シ元治元年正月二日  
家ニ帰ル元治元甲子八月禁闕守衛ノ命アリ復  
ニ京師ニ抵ル慶應元年乙丑閏五月十五日郡次

郎等竊カニ同志ノ士筑紫衛戸田平之丞等十數  
人ト太宰府松屋孫兵衛宅ニ會シ三條公以下五  
郡ヲ奪ヒ薩摩ニ奔ラシメテ議入衆議一決從弟  
吉田榮五郎及郡次郎等専ラ器械彈藥ノ收集ニ  
任シ讚井嘉助松生弥八郎等同志糾合ノ任ニ當  
ル事將ニ成ラシトス同志ノ士森安平伊熊茂次  
郎尾崎惣左衛門等事ノ頗ル無謀輕舉ニシテ終ニ  
成算ナキヲ憂ヒ百方慰諭之ヲ止メ事終ニ已ム  
是時ニ當リテ形勢一變國論尙且執政加藤司書  
以下勤王ノ徒漸次其職ヲ剥レ形勢動モスレハ

三條公等ニ利テラサラント入郡次郎等之ヲ身爰  
 同志森安平吉田榮五郎等ト共ニ老職黒田播  
 磨ニ謁シ執政復職ノ議ヲ建テ説クニ天下ノ大  
 勢ヲ以テ入言論頗ル剴切大ニ其心ヲ動スヲ得  
 シリ越テ一二月佐幕党益々勢ヲ得國事日ニ非ナ  
 リ遂ニ同年六月廿一日ノ夜郡次郎等竊力ニ同  
 志之士讀井嘉助吉田榮五郎等ト共ニ住吉磧ニ  
 會シ國老浦上信濃祖擊ノ事ヲ謀ル博多兼天寺  
 ハ浦上家ノ菩提寺ニシテ廿三日ハ其祖先ノ忌  
 日ナルヲ以テ毎月墓參ノ例アリ乃チ此日ヲ以

テ榊田神社裏門前ニ於テ之ヲ要擊セント議茲  
 ニ一決シ即チ之カ部署ノ定ム及納郡次郎松生弥八郎ハ水車  
橋吉田榮五郎廣渡太助ハ小島  
屋橋讀井嘉助大神  
凡内ハ中島橋 部署己ニ定リ此日早天ヨリ結髮輕裝各  
 其要所ニ立テ輿ノ過ルヲ窺ヒ之ニ尾シテ榊田  
 神社裏門前ニ至リ一齋起テ事ヲ舉ント入達ツ  
 一終日輿到テ入事遂ニ休ム後人ヲシテ之ヲ探ラシムニ去ル  
廿日ヲ以テ既ニ墓參シテリト云フ  
 翌廿四日夜突然料木屋ニ石喚セラシ御不審ノ  
 次第有之趣ヲ以テ宰居命セラレ全廿七日親戚  
 組合召喚ノ上私宅ニ於テ閉居申付ル旨嚴達セ  
 ラレ爾來一室ニ小獄ヲ設ケ之ニ墾居シ親戚組

合晝夜交ル之ヲ警固ス又屢々紀問所ニ引出サ  
シ種々紀問ヲ受タリ同年十月廿四日、夜立花  
源右衛門役郎ニ引立ラシ諸役人列席ノ上尤ノ  
通嚴達セラル平日心得方不且奸曲ノ輩工同氣  
致シ上ヲ不憚身分令忘却候既不埒之至リ仍テ  
遠島牢居申付ル 追ニ島割出來迄ハ村木屋  
ニ於テ召置クモナリ 右罪テ帶  
刀袴及懷中物等ハ親戚ニ渡サレ直ニ繩ヲ掛ケ  
警固之ヲ護送シ本獄ニ入牢慶應二年丙寅八月  
從弟小藤四郎同志藤四郎等ト共ニ長州ヨリ來  
リ姪島流罪人野村望東尼ヲ奪ヒ去リタルヨリ

藩更ニ同志ノ獄ニ在ル者ヲ悉ク福岡城内ニ移  
シ新夕ニ新獄ヲ起ス是ヨリ其手足ヲ縛シ桎梏  
尤モ慘酷ヲ極ムト云フ後々十有五日ヲ經テ福  
岡城内本丸水ノ手ノ新獄ニ移サレ歲ヲ閱スル  
丁茲ニ四年明治元年戊辰二月三日皇政一新朝  
廷御元服元立太后ノ御大禮ニ依リ普ク天下ニ  
大赦ス是ニ於テ郡次郎等亦々赦サレテ家ニ歸  
リ再ヒ天日ノ光ヲ仰クコトヲ得タリ今年五月十  
七日格別ノ御詮議ヲ以テ一代被召抱今年八月  
朝命ヲ奉シ飯田孫左衛門藩兵三百ヲ督シ羽州久

シル人ソシル

ヒトヤニテ丁卯ノ春ヲ迎ヘケレハ

春立ト人ハ告ケネトヒトヤナルノキ端ニ句ヲ

梅ノ初花

人ノ世ニウトキヒトヤモ咲出ル梅ノ唇ニ春ヲ

シル哉

小藤四郎勝定 後藤藤林六郎 天保十四年卯九月

十九日筑前國早良郡地行五番丁ニ生ル父ハ小

藤平吉勝敬母ハ濱地氏平藏勝忠ノ第十一人ト

為リ軀幹長大個體大志アリ年甫ッテ十四武術

ヲ以新地被石抱元治慶應ノ間勤王ノ志ヲ懷キ

四方有志ノ士ニ交ル是時ニ當テ國論苟且奸党

命ヲ竊ニ大ニ幕旨ヲ迎合ス四郎等慨然三條公

三太府府ニ謁シ又對州藩老平田大江等父子ノ

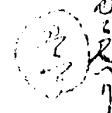
田代ニ在ルモノニ會シ又常ニ野村望東尼ノ門

ニ出入シ頗ル周旋スル所アリ是時ニ方リ福博

奸商教人竊ニカヲ恊セテ米穀ヲ占買シ物價  
頓ニ暴騰シ万民塗炭ノ苦ニアリ四郎等之ヲ憤  
リ遂ニ同志教輩ト奸商ノ最モ魁ナル者大山惣  
右衛門ヲ其家ニ戮シ四郎親ラ其首ヲ捧ケ之ヲ  
福岡黒門ニ集シ其罪状ヲ數ム慶應元年丑三月  
名ヲ藤林六郎ト改メ國ヲ脱シテ長州ニ奔リ高  
杉晋作ニ寄ル後テ京師ニ至リ薩藩邸西御吉之  
助ニ寄ル幾クモナク西郷ノ命ヲ叩ニ江戸ニ至  
リ幕府ノ形状ヲ探ル遂ニ幕兵新徴組ノ捕ヲル  
所ト為リ傳馬街ノ獄ニ繫カル日ヲ閲スルヲ茲

六旬幕吏亡狀嘗テ一回ノ鞠問ヲ為サス於是四  
郎憤慨措ク能ハス遂ニ獄ヲ破リ短髪ニテ僧ト  
為リ逃シテ長州ニ奔ル慶應二年丙寅八月同志  
藤四郎等ト共ニ筑前ニ航シ野村望東尼ヲ姫島  
ニ奪ヒ復タ長州ニ還ル爾來下ノ關ニ在リテ報  
國隊ニ入り周旋スル所多シ又屢々事ヲ以テ清  
末侯ニ謁シ頗ル其殊遇ヲ受クト云フ全年小倉  
戰爭ノ際報國隊ノ輜重ト為リ戦功アリ明治元  
年戊辰正月花山院ノ事ニ共ニシ將サニ九州ニ  
下リ為ス所アラント入事發覺遂ニ其二十日ヲ

野村望東ニ由リ  
ハ秘シ傳ハカ者野村  
他ノ行キテカサレト  
シテ事ヲ報スルニ及リ





以テ捕ヘラレ同志小川專藏ト共ニ首ヲ獄門ニ  
梟セラル行年二十六墓ハ下ノ關河彌寺ノ側  
ニ在リ

海原ノ波ニ漂フ捨小舟

ヨル辺ナキ身トナリニケル哉

吉田成章通称榮五郎弘化甲辰八月五日那珂  
郡春吉村ニ番丁ニ生ル父ハ吉浦佐藏成斐母ハ  
吉富氏安政四年丁巳五月廿一日出テ柳瀬氏ヲ  
襲キ萬延元年庚申正月三日頼ニ依リ奉姓吉田  
氏ニ復ス是時ニ方テ幕府政ヲ失シ天下鼎沸勤  
王ノ士四方ニ起ル而シテ我筑前ノ如キ國是頗  
ル定ラズ遂ニ佐幕勤王ノニ汎ヲ生ス施テ元治  
慶應ノ間ニ至リ佐幕汎尤モ專横國事日ニ非ナ  
リ成章等深ク國政ノ舉ラサルヲ慨キ敢テ自ラ  
揃ラズ同志教輩ト共ニ或ハ當高執政ニ説キ又

江上榮之進森安平尾崎惣左衛門伊熊茂次郎淺  
杏一作等ト典ニ加藤司書、郎ニ出入シ或ハ竹  
田安之進等ニ説キ以テ一藩ノ方向ヲ定メ全力  
ヲ舉ケテ以テ王事ニ勤シ、謀リシニ不幸ニ  
シテ國論遂ニ瓦解是ニ至リテ事ノ為ス可ラカ  
ルヲ知り從兄友納郡次郎等ト謀リ將テ決ス  
ル所アラントシクルモ故アリテ果サス慶應元  
年し丑六月廿四日夜突然柵木屋ニ召喚セラレ  
御不審、次第有之趣ヲ以テ宰居命セラル全廿  
七日親戚組合召喚、上私宅ニ於テ閉居申付ル

旨嚴達セラレ爾來一室ニ小宰ヲ穿テ之ニ塾居  
ニ親戚組合晝夜交ル之ヲ警護ス又屢柵木屋ニ  
引出サレ種々鞠問ヲ受ケタリ同年十月廿四日  
夜立花源右衛門役郎ニ引出サレ諸役人列席ノ  
上左ノ通嚴達セラレ

其方儀上ヲ憚ラズ奸曲ノ輩ニ同氣致シ身分  
令忘却候殿不埒ノ至ニ候依テ遠島宰居申付  
右畢テ帶刀袴天懷中物等ハ親戚ニ渡サレ直ニ  
繩ヲ掛ケ警固之ヲ護送シ本獄ニ入宰ハ是ヨリ  
先キ中村田太獄ヲ破リ野村望東尼姫島ヲ脱シ

戸次彦之助筑紫衛等ノ脱獄前後相踵テ起ル是ヨリ藩更ラニ同志ノ獄ニアルモノヲ悉ク福岡城内ニ移シ更ラニ新獄ヲ起シ待遇尤モ酷ク極ム後十有五日ヲ経テ更ラニ奉凡水ノ手ノ新獄ニ移サレ歳ヲ閱スルノ前後四年明治元年戊辰二月三日皇政一新朝廷御元服并立太后ノ大禮ヲ以テ天下ニ大赦ス是ニ於テ成章等亦ク赦サレテ家ニ帰リ再ク青春白日ノ光ヲ仰クヲ得タリ後々三年朝廷成章等ノ微衷ヲ憫シニ永世禄ヲ賜フ

履歴

吉田源成章

安政四九月六日

藩主嫡長知江戸参勤ニ付随従

自今年十月  
至六年五月

詰方中霞ヶ關藩助給仕

万延九庚申正月八日

長崎表守衛番手トシテ百日詰方被申付

今年十月三日

福岡永藏收納未改役助手命セラル

天文元年西四月四日

長崎表守衛番大頭諸用方手傳ニ任ス

天文元年三月廿七日

藩主長溥江戸参勤ニ付隨從惣詰付諸用方被命

全年四月廿九日

藩主長溥上京隨從途中播州大藏谷驛ニ於テ發病帰藩

全年六月廿二日

文武目付兼役藩士中勤怠取調被命

全年九月廿八日

藩主江戸参府ニ付隨從途中側筒助役ニ任セ  
テ凡 但京師立寄

全年七月十六日

監察使正親町大納言下向ニ付領内途中取締被命

元治元年甲子五月廿二日

海岸守衛若松出張大頭諸用方ニ任セラル

全年八月朔日

禁闕為御守衛上京被命一ノ先右備大頭付諸

用方勤務

全年八月三日

黒崎驛ニ於テ東ニ國端守衛被命

全年正月四日

尾張大納言依達帰陣

全年四月廿四日

太宰府滞在五卿為守衛出張被命大頭諸用方  
勤務

全年六月廿七日

御不審之筋有之組合一族間工御預ケ可相

成慶人支ニ付料木屋ニ於テ可相慎事

全年六月廿七日

大頭馬杉善右衛門達

御不審之筋有之料木屋ニ於テ慎罷在候處依伺  
組合一族間御預相成ニ付最重相慎可申付事

全年十月廿四日

全上

其方儀上ヲ憚ラズ軒曲ノ輩工同氣致シ身分  
忘却致候段不埒之至ニ候依之遠島宰居申付  
ル 但家名之義ハ血統ノ者ハ主遣間人撰可

申出實并吉田依七郎ヲ以テ養子トス

明治元<sup>年</sup>二月三日

皇政御一新 主上御元服立太后御大禮被為  
行依之為大赦禁獄御免被仰付候事

全年五月十七日

御詮議ヲ以テ一代被召出銃手へ差加へ三人  
扶持六石被下候事

全年全月全日

依御改正盜賊改方兼旅人取締被命

全年十一月五日

去ル卯歲長崎ニ於テ藩士金子才吉英國人暗  
殺事件ニ關シ村上研次郎目下箱館港在留美

人ブラキストンへ隨從習學中之趣達内聞候  
ニ付右探索之上捕縛掃藩スヘキ旨大目付君  
ハ權九郎演達セラレ

明治二年五月二日

不意ニ御用御振合ニ依リ横濱表探索トシテ  
上京吉田主馬隨行ヲ命ス

全年三月廿六日

荒増御用相濟候處横濱表英國人談判中御用  
依振合居殘公用方書役兼勤申付候事

全年十一月十三日

官谷縣出向 = 付在職中士籍 = 被加候

全年十一月廿三日

權大屬心得ヲ以テ廳訟兼務断獄申付候事

全年十一月廿九日

任大属

官谷縣

全年二月十四日

公用方書役 = 復ニ歸藩申付候事

全年六月廿二日

累年勤王之志厚ク國家ニ心カヲ盡シ不幸一時之冤枉ニ罹ルト雖大其志不相撓殿奇特之

至ニ候依之以格別永世切米六石三人扶持下賜旨御沙汰被仰出候事

全年七月八日

任公務司書記加士籍右仰出候事

全年七月廿四日

至急御用有之小倉表へ被差越候事

全年八月十六日

今般福岡藩士ノ内賈札製造及露頭右行使者ノ内浦上源之丞半田利惣兩人越後新潟表ニ於テ右賈札行使候趣ニ付早々出張成否取札

依都合該縣合議臨機處分之上其旨可伺出候事

岸良大巡察達 藩政廳 次達

全月全日

至急御用有之越後新瀉表へ被差越候事

全四年六月廿二日

任東京府權以屬

全

断獄局掛可相勤候事

全九年十一月十一日

任司法中録

全十年一月十六日

任司法省五等屬

全十七年十二月廿八日

任司法二等屬

全十九年六月三十日

當分之内控訴院書記官心得ヲ以テ事務取扱

ノハキ事

全

長崎控訴院會計主務ヲ命入

全廿一年六月一日



非職ヲ命ス

全廿四年六月六日

非職満期

非職ヲ命ス

全廿四年六月六日

非職満期

孝子清節紀念局

孝子清節ト非見の巻

編次の次分二頁

一 落後分様の款

一 紙圍字不保

一 各目字子各々款

一 目序

一 復状 此記

一 訂正 又 善法、改定

非職ノ命ハ

全廿四年六月六日

非職満期

一 記子文

新日...  
二十六賀台...

二月七周...

...  
...  
...

一 系圖

一 履戴...

一 系三信

一 権慶...

一 全五打正

一 年人...

一 五打正

一 水馬...

一 五打正

一 源正...

一 五打正

非職ヲ命ス

全廿四年六月六日

非職満期

王汁持

一〇五打足

么生外治持

一〇五打足

么生あまふ持

一〇五打足

可申るPニッヤ

一〇五打文

ねんえんうん

内ふかひり

時鳴りも止

小を草して

が帝は又

女の餘興に

ニアと稱

かて主人公

出儘現はれ

ことを誓ふ

し彌馬の

鈴木新治

へ談判に

處處を明か

自分の資産

までの事

るにも足

まじく

と離し去

り風貌に

らねば手

ひの使を

り来たり

様の望み

め料とし

る如く現

なるかこ

に依りて

の物事

人力車を運ぶ僅の賃を得て歸るものあり此等は

猶ほ忍ぶへき最も酸鼻に堪へざるは年若き妻女

又は銀共は自分には耻と忍び恨を呑んで泣き路傍

に浮れ男の袂と引き一場の春夢を響かして少の鏡

を賣受け漸く糊口を爲し居る者多しとは傳へ聞く

だに哀れなり

二十五年十月十日

孝子彌四郎

朝日村 彌四郎養子 彌平次

彌四郎遺言四月七日忌放相嘗機に付爲吊料米三

俵相與候係懇々可致追孝候事 卯四月來孫藏

是は慶應三年丁卯四月即彌四郎の七周忌なり

是迄給與申付置候扶助米は引揚更に一建金九圓

相與候係懇々可致追孝候事 卯四月來孫藏

是れ明治五年即ち慶應遺言の翌年の事なり

以上は即ち彌四郎の生存中及び其後彌四郎の遺族

に賜はりたるものなり今又た遺言のため龜井原二

先生の文時各一篇を録し以て此傳を終へん

慶應彌四郎三書傳

本藩夜須郡朝日村農民彌四郎、孝懿天皇、如三

書所載可謂良民矣、第一書文化六年所獲、距今

十四年今茲文政五年正月三日、郡司命彌四郎至

府下、授褒書於郡廳免其租庸、是第二書也、因

賞大保長及村正西殿、賞其同保各錢千文、其翌

四日、國相朝命彌四郎以第三書、既而君上召

彌四郎於路寢之庭見之、賜以尊酒三升赤鯉魚

二口、彌四郎退、遂歸養房、賜飲、貴人引見、

慶以摺扇酒盃、衆婦人亦有賜於是、列卿大夫、

下皆有司六拾餘人、並賜金錢衣物有差、二月、

秋府侯來朝、其朝也過見彌四郎於草廬中、賜之

摺扇、及賜經帶燈袋其妻、郡司命時日、

非職ヲ命ス

全廿四年六月六日

非職滿期

王計抄

一〇五打足

么外外治抄

一〇五打足

乞乞あふ文抄

一〇五打足

アハルコノコノコノコ

一〇五打足

抄山文々々抄

る如く現  
なるがこ  
に依りて  
の物件な  
期遊に住  
なりし上  
肥西道順  
し居りし  
繁職方に  
桐の箱に  
拾あつて  
寶物はん  
他へ賣渡

慶以禮扇酒盃、衆庶人亦有賜於是、列卿大夫以下諸有司六拾餘人、並賜金銀衣物有差、二月、秋府侯來朝、其賜也過見爾四郎於草廬中、賜之摺扇、及賜煙管煙袋其妻、郡司命村正、以爾四郎如秋府拜之、侯又召見、賜以酒盃棉布、公子女公子及別房皆有賜、退而知諸大夫庶司又受賜而歸、爾國之人翕然感慕、無不以爲近世希觀之榮也、其郡諸吏、爲爾四郎嘗飾三壽而輔之、贈余故其後、恐惟、方今本藩、勸導聖老關孝行、實行其德、美化治民心、小人輩而、爾四郎遺遇明惠、寵華至此、亦庶人之極也、其滋益謹此身厚其行、積善不傳、使汝隣里鄉黨之人、老皆以訓其子弟、少者以事其父兄、凡不睦不淳驕躁墮惰者、恥汝實德而反其本心矣、汝躬雖渺焉乎、公上之德輝、照在汝躬、人之祝汝、豈又如爾後家東西家然乎、汝之善可以及人、其自今日始、大哉明哲之讓乎、賞一人而千萬人作、作而賜之、而之善、此謂聖治、不然封內之民皆亦子也、  
三十一子善不省諸子、我聞之、有國





孝子彌四郎かたみ巻

齋田 耕陽 編

編者曰我ら此孝を以て称せらるるものさへ  
きに武丸村の正助あり後朝日村の彌  
四郎あり而して弥四郎公翁の事ハ時代未  
多遠かくさうを以て其行跡をほる老の  
耳に存するもの少かるに且つ藩侯の詠一たひ  
天聴子達してより翁の名を其今様の歌と  
共に遠近に傳唱せられ往年より修身  
書を編輯せられて縣下の小学校に課せ



之年母腹にお煩候事不浄の者をも自身  
に及い滌き者病格別こゝと書也一候  
全体貞節にて聊争論をいたし是候  
興之孝心まり特の者に有之候段相違及所  
以法候辰之者所書長年か書銅ある又裡  
下ニ書事一 巳十二人

編者曰日足れ又化六年巳十二月賜をる  
所の儀長書にて即ちか一書あり此年一  
はやト正に三十二歳なる事一 書中三十二  
歳とあるを蓋し誤る事知らるれば後  
次の

か二書事也。年四十三歳とあるに合をす  
且つはやト安政五年此年の年正に三十二  
にありしより推して知らる事也  
や

當年 四十三歳に九年生得質素貞實之者  
にて書業精と出ー田舎最所ニ出合ありし  
持持名候得共家負くある事所之相  
減ト今後終に持持名中幼年の頃ト又  
母孝心有り聊かし其書に於月より事

りきたる日父を果て後に追孝厚く母えし  
まかり孝養の志深く母を病あり奉養を  
盡す所を心に居り着類の積れ等をも  
みつかりありひそき着病をも盡す事  
先年九幸に母をよと書類をもみらせ  
つゆ夫れを以て母の仕へ方海をい  
と書し母病ありきては命をに任せぬと  
着病薬用玉らきるところもよくまぬ  
あるにまると母をよと書し母をよと  
其後にまると母をよと書し母をよと

く方より幼年より行状追へ九疑えれま  
果てし兩親存せし内首ツ律い行も候三郎  
其影と書し母をよと書し母をよと  
まるとまかにとてまるとまると  
向い教をわきまをすめ書し母をよと  
りまると見まを敷いいで人に後れまを  
辱すす常に父母もまかに致し一者て又ま  
年厚く心を用ひ先年母をよと書し母をよと  
神棚へ備置なき信社の建納等に九用ひ常  
に由島の撥きに出まにも人に道も海

十歩生涯作り取村内面役行かへ一主の  
内被下を二の面役も承引被下解り  
己十二月

締者曰是即第二書より己十二月ハ又政四年  
辛巳十月ある一ノ寅井翁の父に依るに今茲  
又政五年ハ三ノ部司命命下至下ノ授官長  
書被下應受其租庸是カ二書也とあり  
日附ありて是も命下トに依りたるハ其カ  
年十月五月ある也

松後部朝村白生所下

却年より所親り考り居りく所親丸  
果位後し追考于三台より其カ  
の行事常人に越く其考の者に有  
り  
登る事感書一録の多し所聴に七  
候事

締者曰是カ三書、寅井翁の父に  
其の三にり、國相朝命は三書、以  
カ三書とあり是を、即ちカ三書と  
賜たりての三書は、其カ三書を賜り

たゞ多しとては時藩侯の先目見え  
を賜はる神々の賜とのありたり  
以年二月九月藩侯に認し亦賜し  
のありは事書奥井多の文に詳る  
是等重載物の品附に巻末に附して  
年々々に供す

其方厚幼年より西教一多蒙及御  
崇事致れ精由因内所控さ痛了れ是度  
之御事産義美其段其回贈題年元より

及言上言、付御門跡被感思ん言、依之金百  
足被下置、祓為所所貴、誓言、言同、雖有奉  
存、此上共、兼々、其手次、より、致教、示、言、所、宗、  
意の、詠、今、得の上、所、所、法、義、無、由、新、お  
嗜、王、法、国、法、大、切、お、守、可、申、旨、被、仰、出  
依、て、此、段、申、遣、言、や

未十月 所便備 善教事

編者曰、右は本領事、の、儀、状、多、事、事、  
る、未、丑、月、と、ある、は、文、政、六、年、癸、未、卯、前、  
六、二、言、六、三、言、と、賜、は、り、たる、お、ま、ま、年、さ、ら、ん、か、但

未だ確知すべし由り多かり

前記

米三俵 紙下候事 正月

綿着回書ありし是れ安政五年戊午は四  
郎八十歳の賀とありたる時昔より賜下  
りたるなりし事卷末頂戴知留附子  
明らかり世前文圖頂して全うし不  
惜むべし

孝也

孝心美し類稀なるもの付先年より松別

政構紙仰付置し父極老に在り候に  
因と奉教候志あり考持の及り有之候付  
別儀の所詮候と以し今般而果とも頂  
戴被仰付候候難有次天候右之直松別  
即書表の所詮意に候條猶又執事共役場  
より其方を屋の同年に米式俵宛に書

午二月

久野右左衛門

肥塚次郎七衛門

綿着回書此安政五年戊午松別奉所より  
下賜あり

乳の村 浦田印

其方位 年より 松別 活構 祇仰付置當

年 八十歳より 年 八十歳より 下道 依之 為心付役

場 多 年 之 末 五 儀 宛 生 涯 不 興 止 事

午 辰 明 石 半 十 印

林之右衛門

綿糸曰是亦前段の如く但之の掛りの印役

所より多し

松原印の村 浦田印

當年 八十二歳、本年及松老の段 達所耳の

卯年の頃より 孝の美村 振群の者、才先年  
抱田印 作取、祇 仰付置の同一 又猶又松別  
之印詮議と以て 永々 作取、祇 仰付置

申 七月

綿糸曰女は萬延元年 庚申の年より 可く之

浦田印 八十三歳を以て 聖文久元年 辛酉

に 死去す

松原印の村 浦田印 子 浦田印

浦田印 小果の段 達 町耳 在生中 孝心 孝持

の者、月 松別 詮議を以て 浦田印、末五儀

編者曰これ本在慶応三年丁卯骨印の好四の  
七周三心、常これの事

孫藏

杖原即乳の村 浦平次

是迄給與申付置候杖助采、引揚更一建  
金九両相興候余病進孝之道可相盡心事

正申七月

福岡縣

編者曰永明以丑年 昂ち瘡傷置辭の事  
年の事あり

右等の言類よりて 雅亮すより 彌田郎

安永八年己亥の世なり文化五年二十歳に

て父を失ひ六年己巳三十五歳歿して藩侯の賜り

受りて文政二年己卯四十一歳、一母と

失ひて安政五年戊午八十歳の頃より

又久元年辛酉八十三歳にて死す今明は

三十一年己酉より其の遺事より三十八年

より當れ、事とある

以上言類の順序年代干支及箇甲丁の

年終との對照可なり其等の言類を以

較推度せらるるに未だ確定するに足ら

ふれりてあしき杜撰の責固く免れ  
さし所きりて一頁希之れを許せし

社詩社  
文部省

題孝子母下其詩句後 天山九七

至孝知名母下百有刑種鳳凰初高外才  
後帝奇壽新翼影翻羽の花

後初。長如鳥也 天山

昭陽六慶雨河一壽孝致世言能成心天  
才賦却以名長天以歲現毛世美斯言

一寄次初の孝子母下 暮 麓日道允  
最之荒村帯流暉 雲中 蜀魄一聲  
微野花紅留也每 依日橋乃斑桐衣  
、 竹台竹下 上とて 行方何了 定晴



皆人の親より主運の

可いみとありて午

終極はるは同 往産熟四子後自是者

喜只懐播ふ根人而已 精神化は

活四印在矣、活四印我、こ、及賜

為回ふ巧き揮雨矣

江口

通四部者夜須郡朝月、村農之也、資其性淳朴

率親能錫其力、降其給、其其心多、率其養

無所不至、隨父出、其其日新、每逢人必讓

道、御牛馬亦不取、其其教、朴其愛、敬及物比、

故類也、父母没後、其其水益、其其石、

官教加嘉、其其貴、其其文政中、其其免、其其田租、其其及、其其餘、其其役、其其嘗

徵、其其館、其其賜、其其同、其其有、

乾龍公自製歌詠、其其稱、其其其、其其孝、其其於、其其是、其其都、其其鄙



朝行

宗

定之款

之在

渡之款

佐伯

題

法

題

亦

節堂

正之

天小 二侍

○

貞勝

先聖曰用天之道因時之利、澤身一節用以養父母、此處人之孝也。如朝日即先民、備四節不字而能踐以治、可謂天性孝謹矣。郡長神古氏、表薦真其墓、遂訪遺宅、觀其影像、且同高藩、庶長言及諸騷客、文清歎曰、甚有感焉。乃供影像于縣令、渡息君之賢、請其賢、又為修廟、可與二好、文清卷七、細損壞者、其意在追實之、民之悔之後、已焉、而不欲專其美、故請縣令之、揮子之、廟即一農夫、而芳名不朽、宋及後嗣者、因其能務百行之本、復後民之表、鑑貞哉、余幸

厚田郎之孝謹、今又感郎長之公奉、遂言卷尾  
如此、

明治十四年 首夏

節堂 井上 収

一〇

高田嶋や我おほやまとは一と神の御國として天の御の  
より中のみこやの御ほじうはさるまはいはず阿を  
人竹の末こまでやあはま安けくめでたきこと國の  
やあーさるー教とほまゆかたさ入水のしうまあ  
孝あとの海の國よあ入るる天のーいよ教くもく  
わいくあむそちーかくんやさるよるーくまめ  
やのよいつくーみ厚くうやまふーあ入るの多うち  
外流島のみのくちまは孝子良かれ傳ふは也  
く、宗傳の郎の武丸の正ゆらーわお記せるはくを授

の古より朝日の村の角田トはなる中も心ちりるく世は  
一ハルナリやくてこの人齡ハ十三歳より文之元年  
酉卯月はつか飾りみの日と世をさしるをきく人これ  
可成れみかまけぬる飾り清沢御宿祭の狂泳あそび  
世の別以人たちを勧めてつくらせ一巻といはけつらなる  
よ記してと朝日北相原村とよ平山集まると是長平嶋集  
まるとよせつらなるはかてい御堂の前をそあへてまゝこの  
深き喜ばしくせとぞして此作有たらの島たうり寝ささい  
あそびとく出まるとはのよ屏のるを後とついでなるを  
かくすは

汎藩藤田正兼

文之第三曆癸亥卯月某日干時七十三歳由

一世

○

宮本成任

宗 盛年

江都ハ汎前國、夜波郡、朝日村の農夫なり、家貧  
なり、朝夕火を擧ぐる事能く、此れも天賢  
一馬寶、父母ハ孝養の志深く、父死して遺子ナ  
固より多し、母もつらあり、父も星散らした、或  
時母病あり、晝夜衣帯を解す保護し、衣類  
の漸澁とまると、懇心して取れり、母遂に八十三  
歳と死す、  
母四母、哀慕もあは、三日毎

必暮、湯、生、對する如く、談話して、少時  
の去り、其の如く、均齡、牛馬を方なり、彼も  
乗ふとなく、其の如く、由衣争の忙しき時、鞭を  
何とす、其の如く、釋、美、孝心あり、  
上を敬ひ、人をも敬ひ、一族は固よりあり、諸  
人も時、是の化せられて、一村の風俗、おのづか  
ら、淳厚となりたり。

其の如く、是の如く、なれ、一、倭、倭、貴を、得て、  
遂に生涯、租税賦役をも、免され、のみな  
ら、其の如く、今、標の曲を、作り、歌、

自ら、圖り、人、或、時、仁、孝、天皇、有、ま、た、存、り、て、  
其の如く、歌、け、給、ひ、と、か、め、僻、遠、ある、所、  
其の如く、賦、さ、由、衣、争、の、忙、し、き、時、を、  
歌、け、玉、以、て、一、堂、孝、感、の、いた、す、所、を、

修身初訓三摘録







至尊傳 錫類之美矣 盛刻 援是再拜  
謹 寫 笑

加  
○賀孝子孫四郎八十

定倚

夜須有孝子、瓜是、陋巷兒、力農又孝、父自以右  
賢為、邦君賦其孝、宸皇又誦之、八旬猶  
賢、錄、嘉名定永垂、

宋類文

○並あらぬ翁の八十の賀、いふとよきて  
苦體、勞身心、不調、以、早將、聲聞、九天、傳、知  
君壽、上期、願、域、名、子、靈、播、共、八、千、得、千、字

○並あらぬ翁の八十の賀、いふとよきて

敬威

やすの野北野澤日うつるおせうけ七

千代の鏡とあけぬ一さうけ

八十のほがり

貞靖

かくひあり、其のまの、ち代、其の、名と

よけひとわし、七よつ、ませ、さうけ

○賀孝子彌四郎君八十初度、大賀信教

聞君至孝、守儀、倫、况是、先公賜詠人

俗子詩言、所用説、段、齡、應、伴、百、千、春



○降四郎初八十寿序、疾後、箱里中本

隔四郎初夙以孝行鳴四方、上、同、天朝

國君表、貴、家、至、免、租、庸、余、嘗、聞、其

名、逢、且、人、天、資、敦、慈、可、謂、良、民、矣、是、歲

安政戊午、夏、八十也、四方士、識、其、不、諱、羊、視

其、壽、全、以、壹、月、一、接、面、豈、不、祝、一、言、乎、丈、人、之、行

莫、大、於、孝、人、之、所、願、莫、先、於、壽、壽、而、仕、為

之、難、也、其、正、刑、并、得、之、豈、非、吉、人、天、祐、之、驗

哉、由、老、而、老、也、以、至、期、頤、公、羽、之、壽、豈、有、艾、哉

乃、賦、經、章、為、壽、

香之曾子某子賢率同樽酒是佳緣  
君孝德董邦國比壽南山萬古年

○題孝子陳四郎三十韻

茶亭野人題并序

率郡有孝子名曰陳四郎民家無名教之  
性自異常家貧食之供養心奉親甘旨  
力耕畝前遠請米曾妨輸租常居最  
馬不鞭俾誠心化節俗孝感致歲穰  
公臨朝日旌表正政錫錫錢又蠲稅咏嘆  
成詞章人立身名自揚野水蓬天漢序

至尊身誦誦按言高信或孝子德錫

類倭思先享弄閨八

骨猶慈角從父過旦鄉倒履喜相迎

勸勤個賜者今二十年德容記不忘吾人

不肖子行漫背義方周極思不報風樹

難債馬齡忽已壯顧身何傷人四郎何

待領竹帛傳世長為叙今若感愧行欲

衰

素堂 題

八旬垂白尚康強孝德感神降吉祥

△  
寧語世間羨仙者須知積善有餘慶

○奉壽賀之孝子陳四郎翁

紫垣聯人靈行空

至孝誰知恩賜頻乃翁德行聰

天宸况迎今歲八旬壽百福綿連又日新

○賀孝農林四郎翁

七十雙 條謀 蒼

恩賜良田年屢豐知他此孝感蒼蒼  
聲一足子在難埋得取比尋常少十公前

○壽賀朝日翁

既後 昆江井上郎

悠哉夜須那峰盡之雲連彼有一人在  
至孝感人天前後三旌表賜錢又賜田  
翁為題跋、康壽裝軸傳自其初撰敘、言  
容已之謂然出入留女心不去二親前分堪又懷  
榻席濕而枕解、農務不好孝、美顏細用  
旋居食行慈厚、孝上親七度逢人必卸笠  
使馬不加鞭、少年一日老心不覺遷延通身  
唯和氣花後都如仙、黃花映黃髮、寧陽好  
閑庭、雖不親見花、香塵紫江煙、思身朝日

里醉舞定歸隱 聊咏南山美 欲以視不  
奮 孱顏 閑日里 則幸色常 娟々 秀風生 不  
盡 吹入年又年

○朝の百羽の鳥をめで

貞勝

先を喜ぶその里人の世とへむ

せし ~~世~~ としと斗りたり 貞勝

○周の羽の老をほめて

老松 いくともまふ朝の羽

千代のつみをかくるまねく 貞勝

○周の羽のつみを祝ひし

糸のさきやさき常のほろ老の及

いまそり千糸とくそいよる年 貞勝

○賀孝子作也 卯の十寿

井土周子

旭村作也即孝老有 既能屋恩累下見 彦父

致 敬 斎 娘 常 遠 幕 垂 慈 牛 馬 不 遺

弟 繞 離 川 担 千 年 水 分 燈 樹 栽 玉 母 桃 園

説

魯侯今様曲 醉翁筵上 誦 翔 翔

○寄賀朝の翁の年 中 苑 千 歳 年 暮 暮

傳聞北苑夜須人，斯人生未更濕純桑田二  
頃常知足，孝子惟存日。新採樵曉穿  
山林霧，負不遠歸村市路。枕單夏涼輕  
之羽風，衾席冬溫雨雪春。明朝榮賜  
褒且賢，芳名茂度四才傳。童鶴高鳴  
晴天外，玉露新下朝日前。羨君眉壽堂上  
顏美，陰德陽報多福祉。僊任循備保  
室恩，應知餘慶及孫子。方經二万八千晨  
佳運，周來一家春。飲燕酣時歌既醉，嘯  
之舞之或多賓。景慕意之情何已，佇立

瞻望從鄉里，隔居唯恨未相知。言容德  
輝何所似，聊以行言欲相酬。千秋系秋  
千萬秋。

○庭後郡朝日村孝子孫四節翁八十壽賀  
特歸室賀

翁之至孝，先公有凡詠，國中一唱之，遂與  
干天朝，帝所賞云，因及轉信。

德享天地自潤躬，少高齡卷色隆  
風詠勇恭，國恩優遠昇，雲上  
紫微宮。

○賀孝子年四部ハ十初度

翰齋水野迂叟

綿之瓜瓞子孫昌、佛仰明時德澤、  
長多福今年加八歳、一家飽暖浴餘慶、

○賀孝子年四部ハ十初度

山脇正命

吉辰祝壽設華筵、慈老見孫酌膝、  
蘇令德誰俦天性孝、遐齡元是地行、

仙正明花萼身合和氣、栖鶴青松帶瑞烟、  
最感 先之恩賜咏佳名、留唇言壽斯年、

たうちわさりのし道。さうしあれを

りすちの未とまゝのりすちのり

○夜朝白翁

玩、南州臺塢陳仲一

孫四郎翁長玩溟、芳名豈科徹、  
庭、吉人壽考與量德、乃是八旬生、

經、

○壽賀朝日翁ハ十

南玩 中垣脩

某舞蹄躑八十年、此翁知國早稱

賢慮自君仲夏多摠、何怪姜詩忽傳、  
泉霞色紅蒸朝日里、雨痕青濕暮山巔、  
如今孟夏懸弧、即為子遙壽夜壽扁、

○孝子佐四郎のほきうた

恒徳

久のたの天のまくらたのまふるや

ちよの終もやすく正海

海妻直徳

舜人予亦人何□及斯人孝徳通神  
祇年靈越也人

月としく題す

賢のたのまき屋の上の松をもしいでし

あちすみわたる秋の秋の月

○賀之相村孝子佐四郎の証言

清水勝徳

雙鐙相迎ハ十春旭村閑域弄兼仁

先君獨稅賦其孝、遂令芳名幸

繁辰

○孝子佐四郎の証言

品麻推



達尊兼二世遺宗、刻又芳名上國風加  
使使雙親無恙在、萊衣爛熳再還童、  
前邦君女恃公稱其孝、自刺今採一闕而歸之、今  
聖人所傳而壽之也、

○旭村翁八十壽詞 註

田川餘史素行

朝日村翁性孝慈、不鞭牛馬八周朝、當時  
養志高臺下、神在真々欲福註、

又 字

旭村翁竹綠如雲、翁以天年比此君、一壽

八句看雙錄、孝名日記韻人文

○

梅隣醉人

純孝藹然、達通傳、斯翁雙錄八句年、尤  
歎 君子賜歌頌、占得人間不老仙、

○朝日村農氏よく親子つゝあてたくひまれ

あつ子を庭に養ひて、感せられて田

地を賜り、穀ハ十子成侍り、此ハほふ秋

を人にて乞はて

藤原 祐 進 連

やぶらぬ悪みとせし八十まで

我七のあしよ作らるる

の七十さへもあまは稀なうてうと八世の

よほひは河よむくひあまのふりよこそ此方の

いさをくた文字成句のうらよあまこたひの

噴進よおくるうら 知 慎

いづまでもさあいらよておとくく

いあす老あつ洞もびやど

北流字人駿

良才不陸世清節映西關、弱年逢逢水之、

祝

事親盡其歡、窮直靡攸慮、一飲侍温、頌所

甲習其日、益復公為親、積善云有報、故竟

身餘年、秋孰蘇王稅、虛室有餘閑、我欲觀

其人、路過無由緣、有經過便、一遇盡殷勤、

諸友之壽詞之盡矣、予無可復言、心具陶勺、

以奉責、

○寄賀朝日第八十

祝後 詩圖世中垣海

九如四方贊、門外駐高車、更□仁君使、頻

臻孝子家、榮同朝日美、耕想歷山遊、言有

言

餘慶在、聖孫答此節

○賀孝子留印ハ一 初度

東郭□□

國國彌純孝、至誠感九天、々々賜椿壽、不克化

真仙

東郭 爲士

第也八旬康且強□□至孝感人長名聲□  
達皇天上、曾賜旭村不老卿

昌□

ち、母よいとあのみうー人あれば

身うらや

まゝく子代と經ぬ(う)け理

○(う)のえつものやよひの 朝のねるるを子

うの成るるを子よりいひしをともあ

とてあつたやえの御守よまつ物ありとて

返すまがりの春こふるをよみと返られり也

貞節 母

めぐみあやむ十の春かれことほ

朝のうらやなく老のーらうみ

ま

やとさうさうはーてあらうむ

人のりて其の老りては  
の平山人字証忘賦以噴字、無得子  
孝恒博報幼勞恩、又贈芳名、  
珍重以三百年、永教餘慶小兒孫、  
○亭、  
壽杯斟慶、  
孝の感天千古、  
孝把黃子、  
善之介、  
孝德由來、

善也如曾子、  
孝の世々の出、

○賀朝、  
永日經正

其誕辰、  
為善之報、  
實不易得之、  
文或、  
不辨親、

此如丘山可謂盛哉書余讀古今孝子傳當以人士  
感歎稱賞之淳詠詩賦又亦有之然亦未見有  
如此之盛者是非不傳之事也夫兩印易傳定  
有追孝之至書彼江華薛苞丁蘭書未如孰勝  
其為人之不易也傳不必言也但八十年向外其力內其  
心身財雖在錄無微所之優者非常也孝子不易  
得來諸世中亦不易得古人以七十乃古稱之壽也  
八十而具數者豈亦不易得之甚乎病即不易  
得之人而後受不易得之壽圖即保而為不易得  
之壽亦不易得之壽又固其所而亦壽又

皆理也極為易得保而壽人既得不易得者亦易  
得者余豈不踴躍感其力耶

○卯日村は四印の中の八十年を

祝して

侯 約

美こらと祝してつくせしめりたの

神七恵む也五りり七

~~神七恵む也~~

~~神七恵む也~~

~~神七恵む也~~

卯日村孝子翁の二十の望と一の字と二十と





三多...

朝臣は八十の迎むさまか文とふけたとす馬子の  
八平が諷の面白さのある命は八百一十年せ  
ちかき八股の集り子とすまの孝子とけ名も  
砂の松の枝と鶴の真直、幾の舞の八十の歌と  
祝ははる

孝の真みとあかあるあまふちよ  
愛はよはひとてえりつて

追悼

追悼

追悼

追悼

朝明はあつひの野入はかえり  
つらき心

安陰

あつひの野入はかえり  
つらき心

さと

朝のよぐつて人なある  
あつひの野入はかえり

あつひの野入はかえり  
つらき心

あつひの野入はかえり  
つらき心

あつひの野入はかえり  
つらき心





恭賦短草 奉供孝子は甲

久平五二前

古味前久

愛敬事父母 慈に父馬生 錫田置其孝  
令言萬斯初

守 徳

山の端とせしぬかたのふをよ

くもろく此ぬときくがらぬ

つら

親とあうく思ふらひの味有て

つらねのなやなふらにせ

あへ

みらるりくのかは玉ふれ也

つらと防てせよ句あり

は甲と甲のふまのらぬをいひみて百秋

句ひ香の鳥の各とつみまくの花

うつらふ秋ふらふこらまゆ

秋の秋は甲と甲をうて

4 秋

限あはれ乳の味

たまのまに世と身とを

可兼

人の子のつくせり明らけり

可成の世よはるかたれつ

まよは甲たぬと吊ひはくうて

贈還

あつちもあくそ名はさらたぬ

みとくこの力をうら

私通

長ちと長あまのあつちのあす

あまよよとせかたあま

孝子治らるるを御代に用るに

近

形化花や朝日あたる御代に玉

孝子治らるるのこせのともらひあつた

宗ひて

親よとくはふる心まのあれハ

その誦しつる子代のをさ

孝子治らるるのこせのこ

菟一園堂

下あひひやつを月や時

ある

す、しち中、浮、業、便、く、月、の、明  
一、明、と、見、な、り、て、學、の、路、す、一、

孝子、は、部、の、子、を、能、く、た、も、

善、因

卯、の、業、の、書、と、さ、え、う、一、後、さ、し、も

親、お、た、り、ま、し、一、又、お、た、り、ま、せ、ぬ

丹、正、色

多、ま、さ、し、一、お、田、の、福、業、を、ま、さ、す、也、

た、ま、さ、し、ま、さ、る、也、

孝、子、は、一、と、ま、さ、し、一、お、た、り、ま、せ、ぬ

段、後、在、川、直、道

重、判、た、く、か、け、さ、し、の、ほ、る、新、も、い、地、身、す、る

許、を、知、る、い、と、行、ま、さ、し、行、と、し、一、親、お、た、り

ま、し、く、ぬ、と、ら、ら、あ、つ、を、仕、一、さ、さ、る、也、

た、ま、さ、し、一、お、田、の、福、業、の、か、し、ま、さ、る、也、

一、と、ま、さ、る、也、一、お、田、の、福、業、の、か、し、ま、さ、る、也、

親、お、た、り、ま、せ、ぬ、一、お、田、の、福、業、の、か、し、ま、さ、る、也、

地、お、た、り、ま、せ、ぬ、一、お、田、の、福、業、の、か、し、ま、さ、る、也、

と、今、猶、お、た、り、ま、せ、ぬ、一、お、田、の、福、業、の、か、し、ま、さ、る、也、

か、し、ま、け、れ、と、一、お、田、の、福、業、の、か、し、ま、さ、る、也、

ちえあけたまひしそはあこそねたの  
うらなまふらりきくあて人みればさうりて  
此人の及ぶやうもあるきりけるが歌のた  
多しおなじと申さあまうて 折れつ十給こみ  
しつとふ文とあたまはもたるとのろくさ  
はあまのうらなまふらりきくあて人みればさうりて  
まのうらなまふらりきくあて人みればさうりて  
わのうらなまふらりきくあて人みればさうりて  
おのうらなまふらりきくあて人みればさうりて  
あかこくおのうらなまふらりきくあて人みればさうりて

歌  
詩

はるごとくあまの人のこころにまはるまはる  
いよかいてのうらなまふらりきくあて人みればさうりて  
あまのうらなまふらりきくあて人みればさうりて  
いよかいてのうらなまふらりきくあて人みればさうりて  
あまのうらなまふらりきくあて人みればさうりて

信海

おんまごやまのうらなまふらりきくあて人みればさうりて  
清くは名社をいふれはれ  
あまのうらなまふらりきくあて人みればさうりて  
俊平

たらの糸を 糸とて 世にまき  
親ははらのよき人の名に  
孝を修りて 老を 敬ふ 身を 清く  
まといふよめか

金沢

きとの名に 新り 成るく 今も 未  
かやく 君の 時たま なるを

安義

天地とも 心まき 一く 世に なる  
よく 一父母 一 一 一 一 一 一 一 一

孝を 修りて 人の 心 徳 徳

松尾

香かそ して 心の 徳も ちやと 月を 徳

新多郡 籠祭 惟 管王

吊孝子 一周 正心

二十年前 逢是 人 互相 誼 暫 樂 其 仁  
今 惟 追 福 小 祥 正 心 定 宅 定 須 負 孝 子  
道 眞

石 磨 仁

ひさし 姓子のか 加美 美を 成て 名 子 あり

新しき世々世々  
新のきよき身あつけるとさうし

道宣

とてはせよまふえきしたる母也  
あはれしむる君はゆきけむ

肥前 長谷部 白銅

わらわる子規りつらつら君の名ハ

すえ代はあふくつらり

孝子海野大入り御盡の前お涙をなす新是

及可

可成

安國乃夜夜乃可た赤治る新日のこが

お同是は海野御をるるはち君の親は

命を新夕おつらつらはし是ひたの山

敷乃新は水とて海野事一まの海野ゆん

とした 國津は君ははるそやとつらし

給ひかいかくは電給ひし賜ひの未

は是もては常盤あふくおせぬ家乃寶

少く首とて是は山は家平とて高くと大

海は底を流く瑞々し名は呉竹代

美代子 誠し給へば天に飛ぶ鷹はたより風  
成る日なりき 音も聞えず 味もなき 後の世に  
成る人  
成る人

及子可

清見 清き心は 清くも 清くも

人の心は 清くも 清くも

追善

父母は 清くも 清くも

清くも 清くも 清くも

春日 平

あま玉を人地かきし けしきり けしきり  
けしきり けしきり けしきり  
けしきり けしきり けしきり  
けしきり けしきり けしきり

鹿丸 時中

真実なれば 鏡に照らす 影も 影も

心をくつ 出く 人やおもひ けしきり

飯塚 宗定 七郎之

散まらば けしきり けしきり けしきり

けしきり けしきり けしきり けしきり



ほろろまじり給ひの思ふ身はるせり  
こゝろは二書り科に於りあつてを平  
しめりなるる事なきややする事流れぬ  
光るる月おひとしかき斗る  
中まよおの降るあつてそあつる  
夏木の中心に松のひとを  
孝子許四郎の世痛み  
こころもあつとあつたのをぬりあつ  
申す  
おたねおよしくもつとあつて人のあつ

吾こはのこ水るこをぬかしこる

す流

親よよくつとあつて今も人のこの

こゝろをこゝろとあつてあつて

孝子海軍をちぬる事せ流れぬ悼みあつ

了るるるる

響

たのぬくも消えし朝日の野辺に水流

午さるるをふとる名やかくる

圓屋

新日かぎりきよのや一雲并比時る

経 之目

身はうらぎ猶も雲并比時る

海原節子の親ねもふ夕々

自然齋山三多

父母の白子くも事いほう法

新日乃甲の白雲ふささし

孝子追善

木野

因孝得名因酒壽遺苦願之似朝暾、  
朝暾即程供時祭予亦一詩尚一楨、

新日甲の存る其の追福 利美

く祝まつらふてふ名はさとの名の

あさひよりけし句あ尊とさ

孝子追福

ヤ律守

露のまも身もならちねしつく一楨

さしたたやまねえりまこ

三心

あさくらとあつてほまき詠る

魯白

うくみやや旭あ輝ふ聲のさ

慮白

梅散つた跡をいひぬるる

檣林下

碑のちをいひぬるる

仰志

傳年よきくたから深山のほとけ

新田村孝子追噺

親よりくはく入山の名

直足

新田村孝子追噺

思ふさま

新田村孝子追噺

あとにみくらのとせらぬす

まあとて記しつうく

書せでせいのくもめてす

孝子

研りけー鏡すー

三々

いさふいのぬかのさ

まことの名はまほてらす





親のまよとつくす思ふ如

皇孝子ほつ又皇前

西肥田城島清

孝上公野田梅無時人敬慕小拜恩珠

孝先庭下也木根里王子門前孝子冥

未破日看扇床移玉體嚴冬温席

近氷膚捐束筆館西三載遺愛

十年 在夜夜

海甲の老翁の如親のまよらうた

膚之

すうみうさうちみうりせー 名とせり

おやとつあふるあしとひらむ

茂弘

誰も皆さるるまよとおとまひの

かたなる道ととけーヨムらぬ

孝子ほ甲の塚を拜して 外へ

ぬたつあふらうやおりの花さし

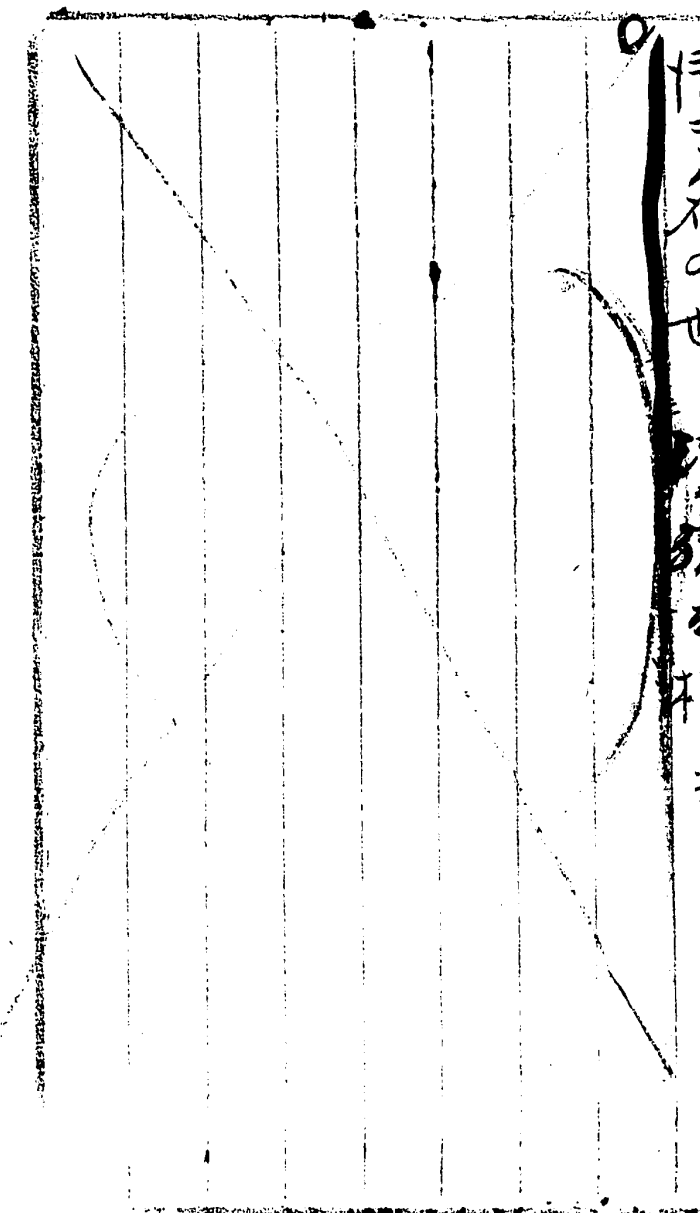
笛方思詠

孝ほとよあつきおりの田の氷

ひとのこころふは野のあふらん

情なき名のせよ 巧練る様哉

宇逸



おのおまよほりーか懐のそ 廣の聲

あそびにさしこもるを聞えんれ

ねやよれそむさしーと

岡大

松亭の中よーは杜榎あか

梅碓

つくーあるおののゆれにほれそ

あ代までつーつーつー

ねもひとのある 毎鏡

ことーんろの林のふさふさーと

あぐさめてこそ「真」もあや

其田監

な初る山極声の明はのみ

飲めよくゝる花のよら

腰刀信

さよちらん中よも人のさ

まぢり一人のそり名くちめや

ぬらなよは甲トおの遠信 三千雄

月すむや松野の中のひとう松

養水

阿湖桶の中、目立つ白牡丹

蝶去々

蹴れても残る芝や蓮のつや

一書

蓮の香や知るも知らぬもまよとまら

な子ほ甲トおのみわら 金お

一輪で四のよあや 白牡丹

お原のぬりのほ甲トは親とおまらよれ常

あらねは公よの仰と給す

うらねは 一冊



民衆の中へとなくして

めくつてしるはしる

午白

盤種

朝のあすなをみれば

西の上へ入りて

ほむめりのついでに

等一と

字満

三平はあまのついでに

あまのついでに

家

花すもつとみ

みればと見な

新常

聞くはしる名

たまはあつ

あつた親はま

世とて

あつた

く

あつた

かそいあよつとくせーまあーらの  
うななやふともいってくらめや

庭 悼

山賢

鏡と世の心うるいよまんの

いりあるはうせぬさるる

おのお孝子ほるうおつし所さく

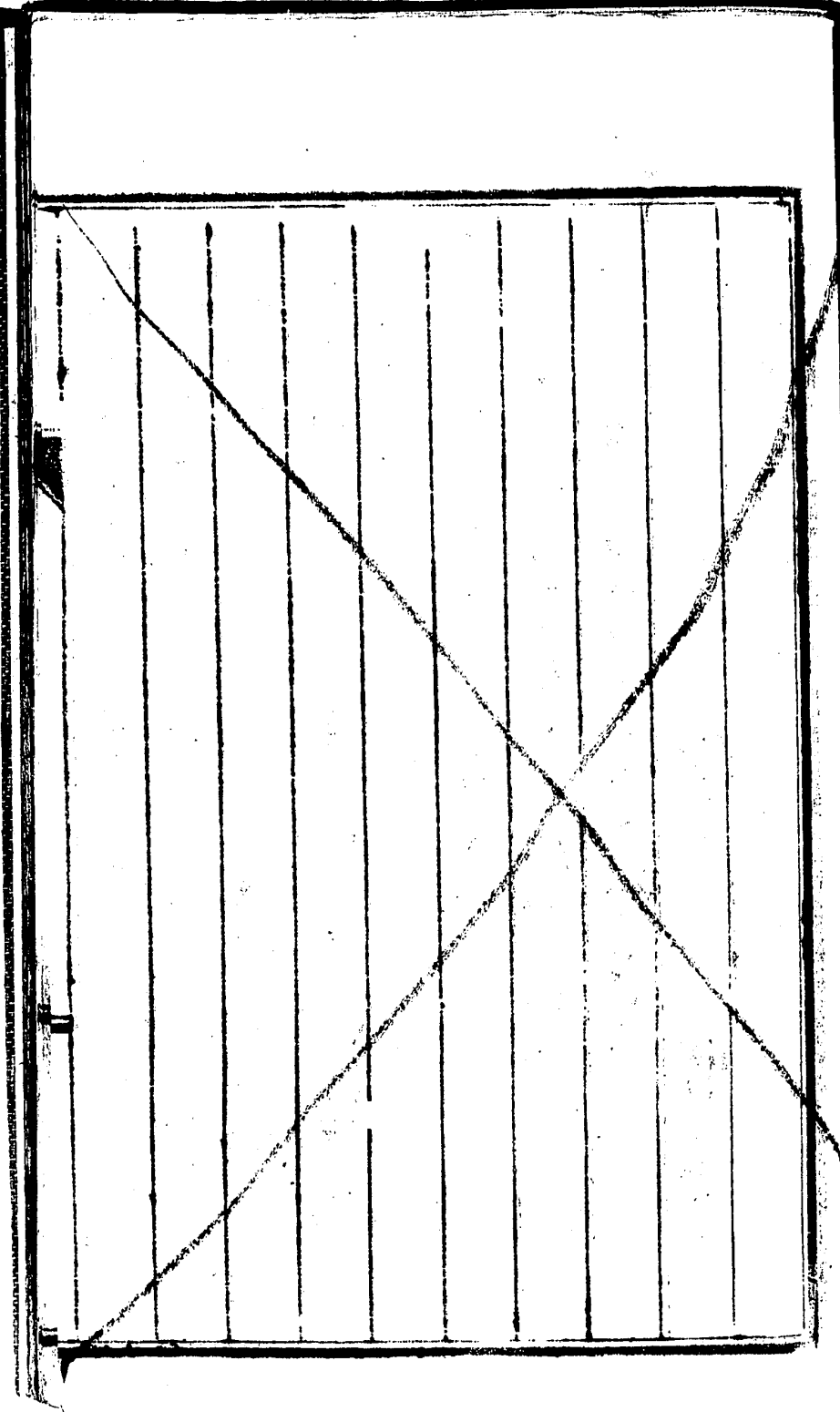
として

紹 亮

雷の中へ根さー竹のびんしは

世をくあふーエけらるる

汲 古



たうふことあくて気世を善みこく

おのわふる孝子に甲らふの國の世を措

不帝國 善水

世々一光る彩りや花の跡

まのほろぬの史七年世の

せうとせうともあはれなり

時鳥よと徳のころとよみ侍る

孝子の善も思ふ時鳥の 勝遠

賢くあはれ子鳥渡るる

八十八 日 ちかや

明やまは親よりよくも草の如し

杏陰

地清天光至孝氏 煥然致養不知負餘

用化得世林俗必學今臨教を視

圓山高確

孝子ほゆ大輝 輝々簡毛氣和致

安食身の色愉然 孝子不常安未適焉

聖役馬牛無用平不 弘雅標橘不休肩の

林盛國 夏流金の温被 敬宣 刺玉天

曾聽 先公夜須什 一時傳奏 筆微前

みるまじく玉のきはれおの

清まていと御うの御

多まの緒はぬのや海と清るとも

雲およつたふ名はそくちせめ

建徳

多ちを那の匂ふ折もうくはしり

名を疎たる人とそ思ふ

追悼

雁柳

畑中や知りても曇る梅一枝

愛廬外史

絶信純孝相の青年 祖授復隆教師回笑

翅 秋浪朝日境 芳名永向世間傳

朝日村孝子 江戸今茲方七周也 因賦

山嶺 幽夢 影の晴 自主と天通 常刑 奉 墓

前 文 補 拾 魂 賦 吟 起 七 周 改 服 名

元一

玉の緒の糸は限りあらとて

まおとの道は世々よさるゝ



此はるるの名こそかくやく

茶亭甘史

義徳口碑 三長足存 流傳南風 九重尊  
夜須斗 園 妻 縁 遊 寄 揚 号 新 村

自成

安らけくてすありのあしひきて

むあしひよのる月あけ

孝子守甲一年画 師章

ちりぬれと名かくはく残字

歌の垣の花のふとま

一頁

たらのぬまのよつろ一人の名は

神崎 甚昇水

よろつよふとも朽ちせさるる

志無段

血色如衣白<sup>髪</sup>の天竺<sup>天竺</sup>隱<sup>隠</sup>在<sup>在</sup>人<sup>人</sup>風<sup>風</sup>孤<sup>孤</sup>墳<sup>墳</sup>空<sup>空</sup>

聖<sup>聖</sup>名<sup>名</sup>遠<sup>遠</sup>言<sup>言</sup>入<sup>入</sup>事<sup>事</sup>善<sup>善</sup>一<sup>一</sup>聖<sup>聖</sup>聖<sup>聖</sup>必<sup>必</sup>由<sup>由</sup>

七十一<sup>七十一</sup>入<sup>入</sup>信<sup>信</sup>處<sup>處</sup>

うへえぬれとむのそはま<sup>ま</sup>すう<sup>すう</sup>み

あけていく世と志のはれぬらむ

直時

世と能<sup>能</sup>祖<sup>祖</sup>乃<sup>乃</sup>美<sup>美</sup>如<sup>如</sup>直<sup>直</sup>畏<sup>畏</sup>後<sup>後</sup>父母<sup>父母</sup>仁<sup>仁</sup>

心<sup>心</sup>善<sup>善</sup>而<sup>而</sup>執<sup>執</sup>刀<sup>刀</sup>志<sup>志</sup>以<sup>以</sup>止<sup>止</sup>角<sup>角</sup>神<sup>神</sup>南<sup>南</sup>白<sup>白</sup>

積<sup>積</sup>海<sup>海</sup>



昔<sup>昔</sup>くは<sup>は</sup>ま<sup>ま</sup>陰<sup>陰</sup>とめ<sup>め</sup>くれ<sup>れ</sup>て<sup>て</sup>あ<sup>あ</sup>ん<sup>ん</sup>の

つにみよ<sup>みよ</sup>可<sup>可</sup>多<sup>多</sup>軒<sup>軒</sup>の<sup>の</sup>た<sup>た</sup>ち<sup>ち</sup>花<sup>花</sup>

可<sup>可</sup>羽<sup>羽</sup>奉<sup>奉</sup>一<sup>一</sup>々<sup>々</sup>

遠<sup>遠</sup>近<sup>近</sup>よ<sup>よ</sup>そ<sup>そ</sup>の<sup>の</sup>名<sup>名</sup>と<sup>と</sup>真<sup>真</sup>き<sup>き</sup>は<sup>は</sup>し<sup>し</sup>ん<sup>ん</sup>の<sup>の</sup>印<sup>印</sup>

ま<sup>ま</sup>ま<sup>ま</sup>印<sup>印</sup>と<sup>と</sup>同<sup>同</sup>の<sup>の</sup>よ<sup>よ</sup>ら<sup>ら</sup>し<sup>し</sup>は<sup>は</sup> 昭<sup>昭</sup>德<sup>德</sup>

と<sup>と</sup>こ<sup>こ</sup>あ<sup>あ</sup>る<sup>る</sup>の<sup>の</sup>思<sup>思</sup>の<sup>の</sup>よ<sup>よ</sup>ら<sup>ら</sup>し<sup>し</sup>は<sup>は</sup>

聲<sup>聲</sup>こそ<sup>こ</sup>あ<sup>あ</sup>る<sup>る</sup>く<sup>く</sup>世<sup>世</sup>は<sup>は</sup>は<sup>は</sup>れ<sup>れ</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>

一<sup>一</sup>石<sup>石</sup>

よ<sup>よ</sup>う<sup>う</sup>種<sup>種</sup>と<sup>と</sup>の<sup>の</sup>よ<sup>よ</sup>て<sup>て</sup>あ<sup>あ</sup>子<sup>子</sup>の<sup>の</sup>ほ<sup>ほ</sup>れ<sup>れ</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>

德<sup>德</sup>勝<sup>勝</sup>

まよふ世は十年せむき一ふたど  
のくすまはなはんしせむき

國志の作ら給へる今もあをさし  
あはくもうたねせ給へるよりと國志

元直

あまのとも 諾問 之く指上り

あまの里に 翁の其の給

孝子傳 下巻の年向し 國志

あまのとも 翁の其の給

善徳の牧

孝

愛親及禽獸 慈徳 扶名教 公田不徼 租

福即表其孝 況又新 天聰 遐邇 通人感 徹

堪想 千載 載下 厚 不可 感

克依

孝子傳 下巻の年向し 國志

其の七年の昔 我をれも

白縁

孝子傳 下巻の年向し 國志

のちの世はあまのとも 翁の其の給

正足



以子子の鏡とて里のなれ  
能りよなくふまのまの

幸・平

わもよるみねふりてよの中の

くのやみとなりー君はぬ

道達教人

宮嶋良田常表旌徽音遠通動天京

即今村落俗猶言長使共曹幕籠家

孝よはゆ一ふの豊の前一三丁丁

鶴社

天井まて高く聞入し時鳥

あやうー昔と今なぬよめ

の 安利

あーまて赤錦ふらぬまの如

口まよふゆゆー市也蘇

中平正論

朱子朝日乃加氣止美賀名着伊豆礼乃

世爾可鼎云流登之我阿流

春衣因那子ゆ下ゆ五前

志麻子登志の里

廣貞人

現身此世の中の人は一も澤一あれども父たる



くじく〜うらやすの秋徳の節の目録有るが形口  
の里の三巻こそ一万余りて世の人の信とて是れ  
後の世に生續人も千代あて後々續らんは  
まや〜若くもあるさうならもよく針習ふ  
るおもなうら

おの和子(おの)の靈前(の) 靈統

ゆゑ親(の)書(の)の野(の)

名とす(の)も(の)ま(の)か(の)り(の)り(の)

隆美

あか〜の親(の)こ(の)り(の)ん(の)り(の)り(の)

推(の)と(の)耕(の)入(の)〜(の)と(の)ま(の)那(の)身(の)上(の)

おや女

おはす〜(の)徳(の)と(の)いた(の)く(の)家(の)ら(の)お

秋(の)徳(の)新(の)乳(の)お(の)の(の)孝(の)子(の)ほ(の)甲(の)の(の)亡(の)靈(の)上(の)

手(の)白(の)と(の)て(の)泳(の)侍(の)る(の)

霊統

身(の)口(の)兩(の)跡(の)と(の)取(の)り(の)甲(の)の(の)方(の)家(の)ら(の)と

おや〜(の)お(の)ち(の)と(の)の(の)名(の)こ(の)を(の)高(の)ル(の)れ

秋(の)徳(の)の(の)孝(の)子(の)ほ(の)甲(の)と(の)着(の)は(の)ぶ(の)と(の)七(の)回(の)の

言(の)ふ(の)〜(の)上(の)言(の)を(の)い(の)れ(の)

毎(の)巻(の)子(の)

柄(の)〜(の)木(の)の(の)名(の)録(の)は(の)是(の)の(の)句(の)う(の)ら



かきいろは誠とつくすれね  
たよこそ世の鑑なりけ

たき

ちい母のそこや実一と林田の

よやこ立てせりくはも

遺傳

父母のそこや実一と名こそ世の

あやのののやみふらるめ

孝子は回部一志 常興

いのちの世の鑑なりけ

かき行くは人なり

いそ

西井まで行く間えて候る名は

と國にくちめたよるなり

書よ海甲の遺書よと冬多 遺傳

あはしとたふとみつうあけし名れ

あふれていませもあけし

遺傳

父母のそこや実一のあはれ

あはれなる名こそ世の鑑なり



手と一カクハマハ此そこと一七もあま  
あひやうはあれとせはつねる一と  
命のたのここと新玉のそ一あ  
と四月にまつういよそもあ  
三つあつていよまよと様らねとあ  
と一あつていよまよと様らねとあ  
と一あつていよまよと様らねとあ

狗密溪町平山内

乳石 平山周平

680  
工  
6

333



































